

平成17年7月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(行ウ)第18号 損害賠償代位請求事件

口頭弁論終結日 平成17年4月21日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

(略称は, 当事者目録記載による。)

主 文

- 1 本訴請求のうち, 別紙1 No.25・26, 27・28, 33・34及び別紙2 No.1・2, 5・6, 26・27, 34・35, 55・56以外の出張にかかる訴えをいずれも却下する。
- 2 被告庄子は, 宮城県に対し, 12万1260円の限度で被告相原と, 18万0240円の限度で被告千葉と連帯して30万1500円を支払え。
- 3 被告田村は, 宮城県に対し, 被告相原と連帯して12万1260円を支払え。
- 4 被告相原は, 宮城県に対し, 各12万1260円の限度で被告田村及び被告庄子と連帯して, 24万2520円を支払え。
- 5 被告千葉は, 宮城県に対し, 18万0240円の限度で被告庄子と連帯して, 36万0480円を支払え。
- 6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用は, これを100分し, その2を被告庄子の, その1を被告相原の, その1を被告千葉の, その1を被告田村のそれぞれ負担とし, その余は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告相原は, 宮城県に対し, 金194万7520円を支払え。

- 2 被告千葉は、宮城県に対し、金185万4120円を支払え。
- 3 被告佐々木は、宮城県に対し、金380万1640円を支払え。
- 4 被告岩間は、宮城県に対し、金22万5840円を支払え。
- 5 被告菊地は、宮城県に対し、金15万8740円を支払え。
- 6 被告庄子は、宮城県に対し、金74万2340円を支払え。
- 7 被告田村は、宮城県に対し、金74万6800円を支払え。
- 8 被告赤間は、宮城県に対し、金3万6080円を支払え。
- 9 被告香山は、宮城県に対し、金43万4920円を支払え。
- 10 被告平堀は、宮城県に対し、金3万6080円を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、宮城県警察（以下、単に「県警」ということがある。）本部の職員であった被告らが、平成6年度及び平成7年度に、事務連絡、業務視察を目的とする県外出張旅費を請求し、旅費が支払われた出張すべてが架空の出張（カラ出張）又は業務上必要のない出張（ムダ出張）であり、違法であるから、支出した出張旅費相当額について宮城県に損害を与えたとして、平成14年改正前の地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、宮城県に代位して、損害賠償請求を求めている事案である。

2 基本的事実（争いがあるものを除き、証拠番号を付さない。）

(1) 当事者

ア 原告は、平成5年6月24日、行財政の不正の監視・是正等を目的として結成された、宮城県民を構成員とする権利能力なき社団である（弁論の全趣旨）。

イ 被告らは、後記本件出張の当時、いずれも県警本部の職員であった者である。

(2) 県外出張旅費の支出

宮城県は、県警本部総務室総務課（以下「総務課」という。）の事務連絡、業務視察を目的とする県外出張の旅費として、平成6年度には、別紙1記載のと通りの支出を行い、平成7年度には、別紙2記載のと通りの支出を行った（以下、別紙1・2記載の出張を「本件出張」という。）。

(3) 第1次訴訟における認諾

被告相原、被告佐々木及び被告千葉は、平成14年5月9日、仙台地方裁判所平成12年（行ウ）第13号損害賠償代位請求事件（以下「第1次訴訟」という。）において、別紙1のNo.39, 40, 43ないし49, 54, 55及び別紙2のNo.40ないし48, 53, 54, 57ないし63の各出張の旅費支出額合計149万3070円について、請求を認諾した。

(4) 住民監査請求

原告は、平成14年6月24日、本件出張を含む総務課の旅費の支出につき、違法不当であるから宮城県が受けた損害を填補させるなど適切な措置を講じるように宮城県監査委員に監査請求したが（以下「本件監査請求」という。）、同監査委員は、同年8月21日付けで本件監査請求を棄却した。

3 被告らの本案前の答弁

(1) 法242条の2第1項は、適法な監査請求が前置されることを訴訟要件としているところ、本件監査請求は法242条2項による当該行為のあった日又は終わった日から1年を徒過したもので、かつ、正当な理由もないことから、訴訟要件を欠く不適法な訴えである。

(2) 正当な理由の判断方法

法242条2項の正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が、相当な注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるが、当該普通地方公共団体の住民が、相当の注意力をもって調査したとき

に、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくとも、監査請求をした者が、上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきである（最高裁平成14年9月17日判決集民207号111頁，最高裁平成14年10月15日判決集民208号157頁）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

ア 第1次開示

原告構成員らは、宮城県知事に対し、平成8年6月24日付けで総務課職員の平成6年度及び平成7年度出張に関する一切の資料に係る公文書開示請求を行い、これに対し、宮城県知事は平成12年5月31日、原告構成員らに対して、総務課の両年度の旅費に関する文書を開示した（以下「第1次開示」という。）。第1次開示により開示された文書は、支出負担行為兼旅費支払命令決議書，旅行命令（依頼）票，旅行計算内訳書（旅行命令（依頼）票（特例計算用）），復命書，旅費受領代理人預金通帳，返納決議書，赴任旅行命令票（特例計算用）である。

(ア) 捜査関係用務による出張

第1次開示に際し宮城県知事は、捜査関係用務による出張8件（別紙1のNo.25・26，27・28，33・34及び別紙2のNo.1・2，5・6，26・27，34・35，55・56。なお，同一日時・出張先への上出張は，複数名が出張していても1件と数える。）については，旅行命令（依頼）票の警視以上の職となる所属長（「総務課長」との記載）及び管理官の職名及び決裁印の外，執行機関（旅行者の所属＝「総務課」の記載）は開示したが，時期情報，金額情報，行先情報，交通手段，用務情報，旅行（旅費受領）者の氏名等，旅行者の職名については，宮城県情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号，以下「旧条例」という。）

8条4号に基づいて非開示とした。

(イ) 通常用務による出張

宮城県知事は、第1次開示に際し、両年度の総務課の出張旅費のうち、捜査関係用務以外の用務（以下「通常用務」という。）による出張68件の出張について、所属長及び管理官の職名及び決裁印、執行機関、時期情報、金額情報、行先情報、交通情報、用務情報、旅行（旅費受領）者の氏名等、旅行者の職名を開示したが、警部及び警部相当職以下の出張者（旅行者）の氏名等を旧条例8条2号及び4号に基づいて非開示とした。

イ 第1次監査請求

原告構成員らは、上記開示された文書に基づき、平成12年7月19日、本件監査請求にかかる旅費支給を特定して認識し、そのうち13件について監査請求した（以下「第1次監査請求」という。）。

ウ 第1次訴訟

原告構成員らは、第1次監査請求が却下されると、平成12年9月28日、上記13件について、第1次訴訟を仙台地方裁判所に提起し、同事件の被告らは、平成14年5月9日、請求を認諾した。

エ 第2次開示

宮城県知事は、平成14年5月24日、原告構成員らに対し、第1次開示で非開示とした以下の部分を情報公開審査会の答申に基づいて開示した（以下「第2次開示」という。）。

(ア) 捜査関係用務による出張

警部補及び警部補相当職以下の職にある者の氏名と旅費受領印を除くすべての事項

(イ) 通常用務による出張

警部及び警部相当職（平成12年5月15日付け部分開示決定時点ま

でに宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表された者を含む。)にある出張者(旅行者)の氏名と旅費受領印

(4) 監査請求するに足りる程度に当該行為の存在、内容を知りうる時期

以上の経過からすれば、原告が当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるのは、以下の時期である。

ア 通常用務による出張

(ア) 出張の事実自体は特定されていた

通常用務による出張については、第1次開示において、警部及び警部相当職以下の出張者の氏名等を除くすべての事項が開示されており、第2次開示において新たに開示された事項は、警部及び警部相当職の出張者と旅費受領印のみである。住民監査請求をするには、当該行為を構成するあらゆる要素を知るまでの必要はなく、個々の支出の概要や各支出間に見られる一定の傾向から当該行為の不当性ないし違法性の判断をすれば足りるから、第1次開示でほぼ概要が明らかにされた通常用務による出張については、第1次監査請求の際に併せて監査請求することが可能であった。

(イ) 違法である可能性も知っていた

原告構成員らは、第1次訴訟において、平成6、7年度の総務課の出張のうち、13件(別紙1のNo.39、40、43ないし49、54、55及び別紙2のNo.40ないし48、53、54、57ないし63)を架空又は業務上不必要なものであると主張していた。架空又は業務上不必要な出張である理由として、特定の都市に出張が集中して行われていること、同一都市に何回も出張していること、出張用務が業務視察ないし事務連絡と極めて簡略に記載されていることを理由として主張していた。

原告が上記理由により、出張が架空若しくは業務上不必要な出張であ

るというのであれば，上記１３件以外の通常用務による出張についても監査請求をすることができたはずである。

a. 特定の都市に出張している

第１次開示において開示された資料からは，出張先が，両年度で，東京特別区が１５回，秋田市が５回，大阪市，名古屋市及び青森市が各４回，福島市及び盛岡市が各３回，静岡市，京都市，横浜市が各２回であったこと，出張用務は，業務視察，事務連絡のいずれかであることが明らかとなっている。

b. 同一人物に出張が集中している

原告は，第２次開示によって開示された文書を検討することにより初めて特定の職員に出張が集中していることを知った旨の主張をしている。しかし，原告構成員らは，遅くとも，第１次訴訟で被告庄子を証人申請した平成１３年１０月２４日ころまでには，特定の職員に出張が集中している事実を知っていた。

すなわち，第１次監査請求書添付資料の備考欄には，出張者が「Ａ」，「Ｂ」，「Ｃ」，「ア」の符合で記入されていた。第１次訴訟における同事件被告らの主張により，原告構成員らは，第１次開示において開示された文書中に同一筆跡の復命書が多数存在する事実が同一職員の多数回出張を意味することを承知したこと，同事件原告らの平成１３年１０月２４日付被告庄子の証人申請書によれば，原告構成員らが捜査関係用務による出張８件を含む計３１件の出張が被告庄子による出張であることを知っていたことが明らかである。

平成６年度の総務課職員の県外出張は２８件であり，このうち被告田村の出張は１８件（県外出張数の６４．３パーセント，以下同じ。）であるが，原告構成員らは，第２次開示前に被告田村が９件（３２．１パーセント）の出張を行っていることを知っていた。

同年度の県外出張のうち、被告庄子の出張件数は11件（39.3パーセント）であるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、10件（35.7パーセント）の出張が被告庄子が実施したものであることを知っていた。

また、同年度の県外出張のうち主任2名の出張件数は、15件（53.6パーセント）であるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、15件の出張が主任2名の実施したものであることを知っていた。

原告は、平成6年度の県外出張において、被告田村及び被告庄子のいずれかが出張しているケースが28件中23件（82パーセント）を占めている旨の主張をしているのであるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、被告庄子、被告田村及び主任2名の4名の合計出張件数が計34件となり、同年度ののべ出張件数57件のうち59.6パーセントを占めることを知っていた。

平成7年度の総務課職員の県外出張件数は32件である。

このうち、被告庄子の出張件数は、11件（34.4パーセント）であるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、11件の出張が被告庄子が行ったものであることを知っていた。

同年度県外出張のうち、被告香山の出張件数は、14件（43.8パーセント）であるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、13件（40.6パーセント）の出張が、「ア」すなわち、被告香山の実施したものであることを知っていた。

同年度県外出張のうち、主査の出張件数は、16件（50パーセント）であるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、14件（43.8パーセント）の出張が主査の実施したものであることを知っていた。

また、同年度県外出張のうち、係長2名の出張件数は22件（68.8パーセント）であるが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、20件（62.5パーセント）の出張が、係長の実施したものであることを知っていた。

原告は、平成7年度の県外出張において、被告庄子及び被告香山のいずれかが出張しているケースが32件中25件（78パーセント）を占めている旨の主張をしているが、原告構成員らは、第2次開示以前の時点において、上記両名と主査・係長4名の合計出張件数が、45件となり、同年度の述べ出張件数65件の69.2パーセントを占めることを知っていた。

したがって、原告構成員らは、第2次開示以前の時点（遅くとも平成13年10月24日）には、総務課の出張が、平成6年度も、平成7年度も特定の職員に集中していたことを知っていた。

c. 第1次開示と第2次開示で開示内容が全く同一

本件出張のうち7件（別紙1No.3・4, 13・14, 23・24及び別紙2No.24・25, 42・43, 51・52, 59・60）については、第1次開示と第2次開示における開示事項が全く同一であり、これらの出張については、原告が第2次開示において新たに知り得たものではなく、この7件のうち2件（別紙2No.42・43, 59・60）については、第1次監査請求をしているのであり、残り5件についても同時に監査請求することができたはずである。

d. c以外の出張についても、第1次開示で全容は明らか

上記c以外の出張についても、第1次開示において、警部及び警部相当職以下の職にある出張者の氏名と旅費受領印を除く、すべての事項が開示されており、第2次開示で新たに開示された事項は、警部及び警部相当職の出張者の氏名と旅費受領印のみである。住民監査請求

をするには、当該行為を構成するあらゆる要素を知るまでの必要はなく、個々の支出の概要や各支出間に見られる一定の傾向から当該行為の不当性ないし違法性の判断をするだけで足りるのであるから、第1次開示の情報でも、監査請求するに十分な情報が明らかにされていた。

(ウ) 小括

以上の各事由からすれば、原告は、第1次監査請求の時点で、通常用務による出張については、すべて監査請求できる程度に事実及び内容を知っていたのであり、これから相当の期間を経過した後にされている本件監査請求には「正当な理由」がない。

イ 捜査関係用務による出張

(ア) 特定の都市への特定の人物による出張であることは第2次開示前に推測できた

原告は、特定の場所に特定の人物が多数回の出張をすることがカラ出張のパターンの一つである旨の主張をしている。

原告構成員らは、平成13年9月中旬ころには、出張者の1名が特定の人物であることを知り、同年10月24日ころにはその人物が被告庄子であることを知っていたのであるから、遅くとも同日の時点で、捜査関係用務による出張が特定の人物による多数回の出張であること知っていた。

原告構成員らは、第1次開示時における宮城県の説明により上記各出張が捜査関係用務によるものであることを承知していたものと認められるところ、捜査に関連した用務のための出張であれば、出張先が特定の都道府県であったり、特定の都市であったりすることは当然あり得ることであるから、平成13年10月24日ころの時点で上記各出張が特定の人物の特定の都市への多数回出張であることを推測することができたものといえることができる。

(イ) 第2次開示で、新たに監査をするに足りる程度に知り得た事項はない

上記各出張について、原告が第2次開示文書によって初めて知ることができた事項は、①上記各出張に係る旅行命令（依頼）票及び復命書の各用務欄の記載が「事務連絡」であったこと、②出張先が千葉市と東京都であったこと、③平成6年度の3件の捜査関係用務による出張において、被告庄子と同行した職員は被告田村であったこと、の3点であった（上記各出張の旅費が一般警察活動費から支出されたものであることは、第1次開示において開示された支出負担行為兼旅費支出命令決議書に明示されている。）。

しかし、これらの事項は、新たに違法不当の疑いを容れるような事実ではない。

すなわち、①出張用務欄の記載が「事務連絡」であったことについては、県警において「事務連絡」という用語が緩やかな広い意味のものとして慣用されていたので、捜査関係用務を「事務連絡」と記載したとしても、虚偽記載であるとか、不正確な記載であるとかいうことはできない。

②出張先が千葉市と東京都であったことについては、第2次開示で初めて明らかになったことであるが、カラ出張を疑わせる事情としては、具体的な場所ではなく、特定の場所であることに意味があるものであるから、上記各出張の出張先が特定の都市であることは、原告構成員らにおいて、上記各出張の用務が捜査に関連するものであることを知った時点において推測することができた事柄（捜査関連用務であるから、一つの都市に証拠が集中していることは当然である。）である。

③同行者が被告田村であったことについて、被告庄子に同行して出張した者が誰であったとしても、上記各出張の違法性や不当性とは何らの

関連もない。

以上のとおり，上記３点は，いずれも原告にとって，これらが明らかにならなければ監査請求をなしえないというほど重要なものとは認められない。

したがって，原告は，上記捜査関係用務による出張については，第２次開示以前の段階において，既に監査請求をするに足りる程度に旅費支出行為の内容を知っていたといえることができる。

(ウ) 小括

以上からすれば，捜査関係用務による出張８件についても，遅くとも平成１３年１０月２４日ころには，監査請求をするに足りる程度に事実及び内容を知っていたのであり，これから相当の期間を経過した後にされている本件監査請求には「正当な理由」がない。

ウ 結論

以上のとおり，原告は，監査請求をなし得る程度に当該行為の存在及び内容を知ったときから相当な期間を徒過した後に本件監査請求をしたものであり，期間を徒過したことに法２４２条２項の「正当な理由」がないから，本件訴えは，訴訟要件を欠く不適法な訴えとして却下されるべきである。

(5) 原告の反論－正当な理由の存在

ア 正当な理由の判断方法

被告らは，正当な理由の有無の判断方法として，２件の平成１４年最高裁判決を引用し，正当な理由の有無は，特段の事情のない限り，普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査すれば，客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきものと主張する。しかし，原告構成員らが第１次監査請求を行ったのは，平

成12年7月19日であり、この時点では、上記最高裁判決はいずれも出ていなかった。このときの監査請求の特定性について実務を支配していたのは、「当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。」とする最高裁平成2年6月5日判決民集44巻4号719頁であった。

県監査委員も、個々の支出について不当・違法である理由を具体的に明らかにしない限り監査請求を却下するなど、特定性については極めて厳しい姿勢をとっていた。

このような実務の認識を前提とすれば、住民監査請求を受理させるには、開示された文書を詳細に分析し、カラ・ムダ出張の状況証拠を積み上げて、「この期間中の出張中にカラ・ムダ出張が含まれている蓋然性が極めて高いので、期間中の全部の出張を監査してもらいたい。」と請求することであった。

イ 通常用務による出張

(ア) 第1次監査請求

a. 一部の疑いのみで全部の請求を行うことはできない

第1次監査請求の時点で、原告構成員らは、①両年度とも、1月から3月にかけての出張が多いこと、②特定の都市への2年続いての同一時期の出張や同一年度に特定の同一都市へ複数回の出張がなされていること、③3名の出張という特異なケースが、札幌雪祭りの時期と一致している札幌出張、日帰りが可能と思われる福島出張、観光地巡りが可能な神戸、京都出張であること、④両年度ともに大阪、名古屋、札幌、広島、青森、秋田等特定の都市について複数回の出張がなされていることが分かった。

しかし、原告構成員らは、両年度の以上の特徴の指摘だけで、すべての事務連絡、業務視察出張がカラ、ムダ出張の疑いが強いとするの

は無理があると考え、カラ、ムダ出張の横行する両年度の年度末（1月から3月）の出張で、上記の特徴にあてはまるものを選んで監査請求の対象とした。

b. 出張者の特定

第1次監査請求の時点で、原告構成員らは、「A」、「B」、「C」、「ア」なる人物の筆跡がそれぞれ同一である疑いが強いと思っていたが、それはあくまで「推測」の域を出るものではなかった。第1次訴訟の段階において事実として認定されたのは、「A」が被告庄子ということのみであり、他は同一筆跡の可能性が高いという推測に過ぎなかった。

(イ) 本件監査請求

本件監査請求は、情報公開審査会の答申に基づき、新たに捜査関係用務とされていた8件の出張や、警部クラスの氏名が開示されたこと（第2次開示）を受けて行われたものである。

第2次開示の結果、第1次監査請求時に判明していた事実に加えて、捜査関係用務とされていた事務連絡については特定の人物（被告庄子、同田村）の特定の都市（東京都及び千葉市）への出張がなされていること、事務連絡、業務視察関係の県外出張のうち80パーセント前後の出張が特定の人物（被告庄子、同田村、同香山、係長、主査）に集中しているという事実が判明した。原告はこれらを総合的に検討した結果、平成6、7年度の事務連絡、業務視察関係の県外出張のすべてについて、カラ、ムダ出張の疑いが強まったと判断し、本件監査請求に及んだ。

ウ 捜査関係用務による出張

被告らは、捜査に関連した用務のための出張であれば、出張先が特定の都道府県であったり、特定の都市であることは当然あり得ることであるから、平成13年10月24日ころの時点で、上記各出張が特定の人物の特定の都市への多数回の出張であることを原告構成員らが推測することがで

き、その時点で、監査請求ができたと主張する。

しかし、捜査関係用務だからといって特定の都市への出張が推測されるわけではない。8回の出張がすべて違った都市であることは十分ありうることである。また、監査請求で必要なのは、事実の指摘であるから、推測や憶測では要件を満たさないのであり、原告は、本件監査請求の時点で初めて特定の人物の特定の都市への出張という事実を知ることができたのである。

エ 小括

以上検討したところによれば、原告が監査請求をするに足る事実及び内容を知ったのはあくまで本件監査請求の時点であり、本件監査請求が各支出から1年を経過した後になされていることについては「正当な理由」がある。

4 争点

本案の争点としては、①本件出張旅費の支払いが違法、不当な支出に当たるかどう、②被告らの故意又は過失の有無、③被告佐々木については、損害賠償請求権が時効により消滅していないかである。

5 争点に対する原告の主張

(1) 近時の内部告発により明らかになった警察の不正経理

近時、警視庁、北海道警察、静岡県警察、福岡県警察等で、捜査費、捜査報償費、出張旅費等の不正支出が明らかになったり、裏金作りの疑惑が生じている。

宮城県警もその例外ではない。

(2) 宮城県警における裏金の指摘

宮城県警の署長や所属長を歴任した元警視が、平成14年4月16日、新聞社の取材に対し、旅費や捜査報償費などで組織的に裏金づくりをしていたと証言した。また、これとは別に、宮城県警の元巡査部長も、新聞社の取材

に対し、「長年、架空領収書を書き続けていた。」と証言した。

(3) 県警における出張の激減

情報公開によって明らかになったところによれば、平成9年から平成12年までの各年度の1月から3月期の事務連絡、業務視察は激減している。業務視察などは、平成6年度の同時期5件、平成7年度の同時期12件あったものが、平成9年度から平成11年度の3年間は0件となっている。事務連絡も、平成6年度26件、平成7年度21件あったものが平成9年度は3件、平成10年度1件、平成11年度3件と激減している。これは、本件訴訟の対象となっている平成6年度、平成7年度の事務連絡、業務視察の出張がカラ出張であったことを明確に裏付けるものである。

(4) 捜査関係用務による出張の違法性

ア 出張目的が事務連絡となっていること

捜査関係用務による出張8件の目的について、総務課は、書類上は「事務連絡」となっているにもかかわらず、「捜査関係用務」であるとして、捜査の秘密に関わるから公開できないとの虚偽の説明をしたものであり、虚偽の説明をしてまで非公開としたのは、不正支出を隠蔽するためにほかならない。

イ 約20人の総務課の職員の中で、特定の人物に出張が集中しているのは、極めて不自然である。

ウ 原告の住民監査請求、知事の監査要求に対する県監査委員の監査結果では、本件出張について、出張したことの証明が1件もされていない。

エ 被告庄子本人尋問で明らかになった事実

(ア) 対象人物についての住所、電話番号その他についての資料が全く失われている

捜査機関は、継続的な情報提供者について、その住所氏名や各種情報等をリストにして管理しているはずである。

被告庄子が、平成6年3月ころ、銃器関係の情報提供がなされたことを関係課に告知し、それによって関係課から情報提供の依頼があったとすれば、当時被告庄子が知っていた情報提供者の住所氏名その他の属性情報は、関係課に提出されているはずである（被告庄子もそのように述べる。）。

関係課では、当然その属性情報を確認し、どのような人物であるかを把握していたといわなければならない。また、平成8年3月ころに携帯電話が繋がらなくなったということで、関係課に実際に連絡したとすれば、関係課として当然所在確認を行い、居所が突き止められないとしても、不明となった事情等は把握できたはずである。ことに、情報提供者が「新宿で家庭雑貨の卸売業を営み、3つだったか事務所がある。」というのであれば、なおさらのことである。

被告庄子としても、長年の交際相手が突然消息を絶ったのであれば、重大な関心事として、不明になった事情くらいはつかもうとしたと思われるのに、実に淡々としており、あまりに不自然である。

(イ) 本務を離れて行ったのに淡々としすぎている

被告庄子は、銃器情報を関係課に提供しているとしながら、その提供の結果を確認していないと言う。情報収集に際しては、関係課と捜査状況の打ち合わせなどを行って、適切な質問を行う必要があるのに（そうでなければ、「最近何か知っていることはないか。」という単純な設問しかできないし、それだけでなら電話で事足りる。）、被告庄子は、事件の内容を教えてもらっていないし、会議等に参加した記憶もないと言う。

銃器情報の収集という総務課の本務を離れてまで行った仕事に対する姿勢としてはあまりにも淡々としすぎている。

(ウ) 同伴者が不自然である

情報提供者との接触に当たっては、関係課との連携のためにも、被告

庄子の同伴者としては、関係課から出るべきであるところ、被告庄子はこれを自分で断ったとしている。実際に、被告庄子に同伴したのは、平成6年度の3回の出張については、被告田村であり、平成7年度は、名前は判明していないが、係長が2回、主査が2回、技術員が1回である。しかも、その役割は、被告庄子が「約束の時間あるいは場所まで戻らないときに総務課長に連絡をお願いしたい。」というものであり、これだけなら、接触の前後に総務課に連絡すればよいことで、同伴の意味がないし、情報提供者との接触に「危険性」があるのであれば（銃器情報が周辺関係者しか入手できない情報であることを考えれば、十分にその危険性はある。）、関係課の職員が同伴するのが当たり前である。これをわざわざ断っておいて、警察官でない総務課の前記職員らを同行させるなど到底考えられない。

(エ) 情報の管理方法が不自然である

被告庄子は、情報提供者の住所・氏名・電話番号等を忘れてしまったと述べ、関係課に提出したはずの報告書なども確認できなかったと述べる。手帳をつけていたことは認めているが、1年が終わるとすぐ捨ててしまうと述べる。警察官が自分の行動を記録している日記ともいえる手帳を1年ごとに処分してしまうのは、不自然といわざるを得ない。

(オ) 小括

以上から明らかなことは、情報提供者の存在も、関係課からの情報収集の要請も、その全部が空虚であり、結局、上記出張が架空のものであったことを推認させる。

(5) 通常用務による出張の違法

ア 通常用務による出張の違法性を基礎付ける間接事実

カラ出張でなければ当然に認められる事実（目的の正当性・合理性、出張の必要性・出張先の選定について事前に検討した事実、出張先での用務、

面談の特定及びその裏付け、出張先での宿泊の裏付け、報告書その他出張の成果の記録化など）は明確にされなかった。

被告岩間は、総務課管理官として各旅行命令の決裁に関わり、旅行命令票の決裁を行っていたが、そのような被告岩間本人尋問の結果によっても、これらは認められなかった。

(ア) 出張目的の正当性、合理性がない

出張目的に正当性、合理性が必要であることは被告岩間も認めている。

ところが、被告岩間が決裁したほとんどの出張について、出張目的が具体的正当性、具体的合理性をもって説明されたことはない。いずれの出張についても、果たしてそのような目的のためにわざわざ総務課員が複数名出張することが必要なのか、極めて疑わしいといわざるを得ない。

(イ) 出張の必要性、出張先の選定について事前に検討した事実がない

被告岩間も、各出張について、電話などで用を足しうるものではないのか、出張によって効果があるのか等を考慮したと述べている。したがって、出張の必要性、出張先の選定について事前に検討した事実がなければおかしい。

ところが、被告岩間が決裁したほとんどの出張について、出張の必要性、出張先の選定について事前に検討した様子がない。

(ウ) 出張の裏付けがなく、出張の成果がまったく記録化されていない

真実出張が行われ、かつ、必要な出張であったならば、出張先でどのような用務が行われ、誰が誰に会ったかなどが判明するはずである。しかし、これらは判然としていない。

また、真実宿泊が行われたならば、宿泊先からの裏付け（宿泊者名簿等）が取れるはずである。しかし、裏付けが取れた宿泊は1件もない。また、裏付けがとれないことについて合理的な説明はない。

さらに、真実出張が行われ、かつ、必要な出張であったならば、出張

後の報告がきちんとなされているはずであり、報告書の類が作成・管理され、後日の出張のための資料として役立てられなければならない。

しかるに、被告岩間は、警察庁で入手した情報は、報告書にまとめて、総務課長に報告していたと述べるが、他方口頭報告で済ませる場合もあり、また、報告書も出張者個人が個人の机の中に必要な期間保管しているだけだという。さらに、監査委員から事情を聴取されたときには、既に出張結果報告書は廃棄されていたので確認できなかったというのである。

これらからは、総務課として組織的に情報を管理・利用していた事実は全くないといえる。

イ 被告岩間は、各出張の必要性等について合理的な説明ができない

(ア) 業務の効率性が求められていたにもかかわらず、多人数多数回の出張がなされている

被告岩間は、平成6年度には、総務課は人員削減で、より一層の業務の効率化が求められていたという。ところが、警察庁他へのお出張は盛大に行われていた。総務課職員は15名しかいなかったにもかかわらず、頻回に複数名が県外に泊付きのお出張を繰り返していた。この点について、説得的な説明ができていない。

(イ) 担当の枠を超えて出張させることの合理的説明がない

多数回にわたり総務課の人員が入れ替わり立ち替わり同じような出張を繰り返している不自然さについて、被告岩間は、担当の枠を超えて出張させていたと供述している。しかし、もし本当に担当の枠を超えて出張させていたのであれば、出張結果報告書を総務課内できちんと共有管理して、次の出張者に引き継がなければならない。しかし、報告書は出張者個人が個人の机の中に必要な期間保管していて、総務課として組織的に情報を管理、利用していた様子は全く窺われないのである。しかも、

担当の枠を超えて出張させることについては、後任の平堀氏にも伝えもせず、引き継いでもいない。

(ウ) 隣接県への出張は日帰り出張で足りた

隣接県への出張の場合、平成6年度ころの交通事情からすれば、本来宿泊は不要であった。にもかかわらず、大部分が不自然な泊付出張となっている。この点についても、被告岩間は合理的な説明をすることができなかった。

ウ 被告岩間の出張

(ア) 警察庁への出張（別紙1 No.3, 7, 17, 23, 41）

a. 出張目的が不合理

被告らは、出張の目的について、中央政界の動向に伴う治安対策、オウム真理教の動向に伴う治安対策、銃器犯罪対策、PKOに基づく自衛隊の派遣に伴う警備対策、女性警察官の職域拡大対策・採用・昇任制度の見直しなどを挙げる。

しかし、このようなテーマはすべてしかるべき会議で議論し、警察庁が方針を決めたならば、各都道府県警に文書やファックス等で連絡が来る類のものである。わざわざ職員の出向先から、このような情報を入手できるのか、どのような根拠、規定に基づくのかについては、被告らは何ら主張立証しない。

b. 出張の必要性、出張先の選定について事前に検討した事実がない

仮に、中央政界の動向に伴う治安対策、オウム真理教の動向に伴う治安対策などの情報を本気で集めようとするならば、分析（蓄積）→出張、分析（蓄積）→出張の連鎖ともいうべき作業が必ず必要となる。ところが、警察庁への出張者もまちまちであり、これでは情報の分析に支障が出る。これを防ぐためには、情報の共有、管理が重要であるが、前述のとおり、情報の蓄積されるべき出張結果報告書が組織的に

管理されていなかった。

c. 宿泊先の裏付けがない

警察庁へ出張で利用した宿泊先については、被告らは、「半蔵門会館」、「警察共済施設」、「東京駅付近のホテル」を主張するが、宿泊の事実が宿泊簿などで裏付けられたものは1件もない。また、宿泊簿以外の補強資料すらない。

d. 出張先の裏付けがない

警察庁への出向職員と会うための出張は14回を数え、出張した人間も8名を数えるが、10名弱といわれる相手方出向職員（吉田、齋藤、サイトウ、ゴトウ、長尾、ササキなど）の中で、窓口として明確に名前が出てきたのは、吉田警部と齋藤警部だけである。結局、被告岩間もこの2名以外の者については、具体的に誰がどんな情報を提供したかは全く明らかにせず、「吉田警部と齋藤警部が窓口であった。」という証言に終始した。また、これを裏付ける証拠は提出されなかった。

e. 安否確認、激励程度なら出張の必要性がない

被告岩間が真実出張していたとしても、その目的は出向職員の安否確認、激励に過ぎないが、それであればそもそも出張の必要性がない。

f. 懇親会をしなければ日帰り出張で足りた

被告岩間が警察庁へ出張した際は、夜はほとんど懇親会を開催していた。この懇親会は、私的なものであり、懇親会を開催したがために宿泊が必要になったものである。この懇親会がなければ日帰り出張で十分であり、宿泊の必要性は認められない。

g. 小括

以上検討したとおり、警察庁へ出張はすべてカラ出張の疑いが強く、仮にカラ出張でないとしても、全く合理性のない無駄な出張であ

る。

(イ) 静岡県警本部への出張（別紙1 No.1 3）

- a. 報告すべき案件県警本部長に報告されなかった原因すらはっきりしない

被告岩間は、静岡県警本部への出張の直接の動機となった事件（報告すべき案件が県警本部長に報告されていなかったもの。）の原因すら明確に述べるができなかった。もし他県に出張してまで解決しなければならぬ事件であったならば、当然原因を追及してははっきりさせていたはずであるし、そのことの記憶もはっきりしていたはずである。原因すら明確に述べるができないということは、甚だ不自然であり、本当にこの事件が静岡県警本部への出張の動機になったのか極めて疑わしい。

- b. 報告体制の不備改善なら出張の必要性がない

また、被告岩間は、静岡県警本部への出張によって、中間報告者が不在の場合、県警本部長に飛び越して報告するということが徹底された等と旨述べる。しかし、そのようなことはわざわざ出張をしなくても電話やファックス、文書での問い合わせで分かることであるが、事前の問い合わせは何らされていない。この視点からの反対尋問に被告岩間はまともに回答できなかった。保管施設見学の実体は単なる表敬訪問に過ぎないことが明かになったものである。

- c. 仮に、静岡県警本部への出張がカラ出張でなかったとしても、無駄な出張であることは明白である

被告岩間は、静岡県警本部庁舎の装備資機材等の保管施設を見学し、保管施設がどんな形で建築されているかを視察したと言いながら、その特徴については、今となっては記憶がないと述べている。しかし、もし、事前に問題意識を持って見学場所を選んだ上で見学し、成果を

持ち帰って宮城県警のために役立てているのであれば、記憶がないはずがない。

d. 小括

以上より、静岡県警本部への出張はカラ出張の疑いが強く、仮にカラ出張でないとしても、全く合理性がない無駄な出張である。

エ 被告田村の出張

(ア) 被告田村の記憶の程度

被告田村は、平成6年8月ころの本件出張にまつわる事実については、懇親会の出席者を記憶しており、かなり鮮明な記憶を有していると推認することができる。

逆に、懇親会の出席者だけは憶えているが、それ以外の出張の際に当然記憶に残るはずの事項について証言できないのだとすれば、それはこの出席者についての証言が虚偽であるか、あるいは答えられなかった出張については、その実在性に強い疑念が生じることとなる。

(イ) 平成7年2月21日から同月23日にかけての大阪出張（別紙1 No. 46）

a. 被告田村は、大規模震災時における公安委員会の対応状況などの見聞を目的として出張したと述べる。公安委員会の対応状況といっても、公安委員会に独自の事務局は存在せず、各道府県警察の総務課が事務局の役割を努めているのであるから、当然大阪府警総務課の対応状況を見聞することも目的となる。

ところが、被告田村は尋問で、大阪府警総務課の対応状況については、具体的には答えられなかった。大阪府警から兵庫県警に対する応援態勢についての質問に対しても、400名か500名の応援など抽象的な返答をするのみであり、具体的な記憶はないという答えをした。また、大阪の震度についても答えることができなかった。

公安委員会の対応状況を見聞に行ったのに、公安委員会が震災後いつごろ開かれたのかも答えられず、公安委員会が具体的に何を決めてどのような対策を取ったのかについて聞かれても、その辺の中身的なものもよく記憶にないと述べ、明確に述べなかった。

さらに、前の年にわざわざ近畿管区内の各府県警察間で締結されたパトカーの支援協定について出張して調査しているのに、その支援協定がまさに生かされるはずの大震災について、支援協定がどのように生かされたのかについても全く述べることができなかった。

つまり、被告田村は、このときの大阪出張について、細かい点どころか全く何も憶えていない。

b. また、出張時期も不自然である。

阪神淡路大震災は、平成7年1月17日に発生した。本件出張命令日は、同年2月14日である。しかし、出張命令の前に自分自身の日程調整、同行者である柴田春夫（以下「柴田」という。）との日程調整、訪問先への連絡及び日程調整が必要である。相手と直ぐ連絡がとれるわけでもなかろうから、出張を指示されてから準備を整えて出張命令を起案するまでに少なくとも1週間や10日間の日数を要すると見るのが自然である。まして、本件では阪神淡路大震災の直後であり、大阪府警の担当者と直ぐに連絡がとれたとは思われない。

そうだとすると、総務課長からの出張の指示は、同年2月5日前後だったと見るのが自然である。しかし、同年2月5日となると、震災発生からまだ19日しか経過していない。これほどの大震災であるから当然大阪府警にも災害復旧対策本部が設置されたであろうし、その場合、対策本部長は当然大阪府警本部長である。また、公安委員会も対応を迫られるわけで、その実質的な事務局は大阪府警の総務課である。そうだとすれば、大阪府警の総務課がこの時期多忙を極めている

であろうことは容易に予想しうることである。そのような時期に総務課長が大阪府警の総務課へ出張を指示するとはおよそ考えられない。

仮に、総務課長がそのような指示をしたとしても、訪問を打診された大阪府警の総務課がそれを受け入れるとは到底考えられない。

(ウ) 県議会開催中出張について

被告田村の供述によれば、被告田村は、平成2年から6年にかけて秘書係長をしていた。また、県警本部長は県議会本会議や文教警察委員会には必ず出席し、答弁する際には、事前に想定問答集を作成していたとされる。そして、被告田村は、秘書係長として想定問答集の取りまとめ役をしていたとされ、監査委員作成の関係人事前調査調査結果（甲12の8）によれば、平成7年に課長補佐になってからも、県議会関係についての部内の仮想問答などのとりまとめを行っていたとされる。さらに、被告田村は県議会事務局との連絡調整役もしていたと述べる。

県議会開催中は県警本部長は議会にずっと出席しており、総務課の秘書役の職員も控え室に控えていたとされる。被告田村も総務課にいて各部との連絡もしていたが、答弁の準備ということもあって一緒に控えていることが多かったとされる。

もし、本会議で県警本部長が質問に答えられないというような事態となれば、総務課は当然責任問題が生じるわけで、議会開催中とりわけ県警本部長に対する質問前は総務課の議会担当者にとっては息の抜けない時期のはずである。何か特別の緊急性があるのであれば別として、そのような時期に複数人で出張するなど不自然極まりない。

平成7年2月27日の本会議で、木村議員から県警本部長に対し、県全体の警察署の配置問題について質問がなされている。同月24日にも中野正志議員から大震災時の交通規制についての質問がなされている。

しかし、被告田村は、上記のとおり、同月21日から23日にかけて、2人で大阪府警に出張している。

平成6年6月29日には、高橋議員から県警本部長に質問がなされているが、被告田村は、同月27日から29日にかけて、2人で福岡市に出張したとされる（別紙1 No.9）。

これについて、被告田村は、議会对応は、課員一丸となってやっていたから、特に支障はなく出張したと述べるが、課員一丸となってやらねばならない時期になぜ2人で出張するのであるのか。被告庄子が控えていたから大丈夫だとの趣旨の発言もしているが、被告庄子は、平成6年4月に総務課に来たばかりで、同年6月の時点では、まだ2か月しか経過しておらず、到底任せられる状態ではなかったはずである。

以上の検討から、県議会開催中のお出張、少なくとも県警本部長の答弁前の時期のお出張はカラ出張であったと推認されるべきものである。

オ 被告香山のお出張

（ア） 別紙2 No.9の警察庁へのお出張

被告らは、上記出張の目的を、出向者に対する激励や互助会激励金の交付、出向者の生活・健康状態の確認の他、中央政界の動向、PKO法に基づく自衛隊の派遣問題、銃器対策、オウム真理教の動向等県警本部長において県内の治安維持のために必要とする事柄や情勢に関して情報の入手等を図るためであると主張する。

しかし、県警からの出向者がこれらの情報を入手しうる地位にあったか、あるとしても、いかなる根拠によって出向先の情報を出向元に提供することができるのかについて被告らは何ら主張立証していない。

また、上記情報を入手するのであれば、直接の担当者が出向くのが合理的であり、総務課の職員が出向くのであれば、直接の担当者と打合せを当然しているはずであるが、そのような打合せが一切行われておらず、

不自然である。さらに、資料の授受だけであれば、そもそも、出張する必要性も合理性もない。

さらに、宿泊の必要性について具体的な主張立証がない。

そして、警察庁との情報交換により入手した情報についての保存方法や具体的な成果等について何ら具体的に主張立証していない。

以上からすれば、上記出張が行われていたとはいえず、仮に行われていたとしても、その必要性・有用性はない。

(イ) 別紙 2 No. 50 の警察庁へ出張

被告らによれば、平成 8 年 2 月 9 日付けで県警本部長として赴任する篠原刑事企画課長に、懸案事項や着任後の行事予定等を説明したとのことである。

しかし、同年 2 月 9 日に赴任する予定の県警本部長に対し、その直前の同月 7 日から翌 8 日にわざわざ東京まで出向いて上記事項を説明しなければならない合理的理由はない。

以上の点からすれば、上記出張が行われていたとはいえず、仮に行われていたとしても、その必要性・有用性はない。

(ウ) 別紙 2 No. 7 の青森市へ出張

被告らによれば、上記出張の目的は、県警の印刷機や裁断機等が更新時期になっていたので、浄書印刷業務を担当していた被告香山が、他県の印刷機の導入計画、あるいは予算要求の実情を視察するために出張したものであるという。

しかし、被告らは、当時、印刷機種に関する導入計画及び予算要求の実情についてどのような問題があり、何を視察してくるのかを具体的に主張立証していない。また、出張先の選定について、事前に検討したかについても何ら具体的に主張立証していない。

青森県警では、昭和 58 年から 60 年ころに新しい印刷機械を導入し

ており、平成7年に上記理由で青森県警を視察することには合理的理由がない。また、これらの事由で出張する必要性や、出張の成果についての保存・活用についても何ら主張立証していないし、被告香山は、本人尋問においてこれらを説明できなかった。

以上の点からすれば、上記出張が行われていたとはいえず、仮に行われていたとしても、その必要性・有用性はない。

(エ) 別紙2 No.32の大阪市へ出張

被告らは、上記出張の目的も、(ウ)と同様の主張をする。

しかし、被告らは、当時、印刷機の選定についてどのような点が問題となっていたのか、大阪府警が視察先として適当かどうかを検討したか、何ら具体的な主張立証はしていない。さらに、この成果について、関係人調査事前調査結果(甲12の3)において、被告香山は、「具体的成果の記憶はないが、印刷機器の更新等で参考になったものと思う。」と述べているが、真実出張を行った者の記憶としては、不自然である。

また、当時大阪府警で、印刷機の導入が行われたかどうかについて、大阪府警は監査委員に対し、「分からない。」という回答をしている。しかし、適切な財産管理が行われているのであれば、分からないはずがないのであり、上記回答は宮城県警を庇うためのものであるとの疑念を払拭できない。

以上の点からすれば、上記出張が行われていたとはいえず、仮に行われていたとしても、その必要性・有用性はない。

(オ) 別紙2 No.36の福島市へ出張

被告らは、福島県警察本部への特別な文書について特使をもって送達、文書管理業務に関する意見交換を目的とする出張であると主張する。

目的については、そもそも、特別な文書の送達という目的で出張することの必要性について、被告らは何ら具体的に主張立証していない。な

お、上記出張には、主任技術員が同行しているが、その具体的必要性が全く不明である。

また、「文書管理業務に関する意見交換」については、その具体的必要性、獲得目標、なぜ福島県警なのか、どのような成果があったのかについて、被告らは何ら具体的な主張を行っていない。

以上の点からすると、上記福島市へ出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。

仮に真実行われたとしても、その必要性・有用性は見いだしがたい。

(カ) 別紙 2 No. 5 3 の広島市へ出張

被告らは、事務連絡（文書管理、公安委員会交際費）を目的とするものであったと主張するが、文書管理や公安委員会の予算状況についてどのような検討課題があったのか、なぜ広島県警を視察先に選んだのか、視察の結果どのような成果があったのか、その成果をその後職務にどのように活用したのかについて、被告らは何ら具体的な主張立証をしていない。

以上の点からすると、上記広島市へ出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。

(キ) 別紙 2 No. 6 1 の神戸市、京都市へ出張

被告らによれば、事務連絡（震災関係、文書管理、印刷）を目的とする出張であるとのことである。

監査委員の調査結果によれば、兵庫県警では、当時、新しい印刷機を導入したことはなかった。そのような兵庫県警を文書管理、印刷業務で視察する合理的理由は見いだしがたい。

被告香山は、監査委員に対し、震災関係で、「非常に得難い経験」であったと回答しているが、その具体的中身については、本人尋問においても、何ら説明することができていない。

また、上記出張には3名が参加しているが、平成6、7年度で、3名で出張しているのは、①平成7年2月8日から同月10日にかけての札幌市へ出張（札幌雪祭り期間中、別紙1 No.43ないし45）、②平成8年2月2日から3日にかけての福島市へ出張（別紙2 No.46ないし48）、③同年3月11日から13日にかけての神戸、京都へ出張（別紙2 No.61ないし63）の3件であるが、いずれも年度末直前であり、予算消化のための観光地へ出張ではないかとの疑念を払拭することができない。

以上の点からすれば、上記神戸市、京都市へ出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性は見いだしがたい。

(ク) 別紙2 No.40の青森市、盛岡市へ出張

被告らによれば、事務連絡（本部長公舎セキュリティ対策）を目的とする出張であったとのことである。

しかし、当時、本部長公舎セキュリティ対策として具体的にどのようなことが問題となっていたのか、青森県警と岩手県警を視察先に選定した理由、出張の結果具体的にどのような成果があったのかについて、被告らは何ら具体的な主張立証をしていない。

監査委員の調査結果によれば、岩手県警における本部長公舎の建て替えは、昭和49年3月35日とのことである。また、青森県警も平成12年に本部長公舎の建て替えを行っている。したがって、いずれの本部長公舎も、平成8年当時には、相当程度老朽化しており、ほとんど参考になる点はなかったと思われる。

本来であれば、視察日時に近接した時点に建て替えを行った警察を訪問するのが自然かつ合理的である。

被告香山の陳述書（乙19）には、「建築の方法や本部長公舎の敷地に

総務課員が住んでいるのかなどについて視察してきました」との記載があるが、建築方法については、どのように調査したのか、どのようなことが分かったのか、図面を入手したか、本部長公舎の敷地に青森県警・岩手県警の総務課職員が住んでいるのかなどについては、何ら具体的な説明がない。

被告香山は、平成7年6月29日から翌30日（前記(ウ)）、平成7年9月28日から翌29日（後記(ケ)）にも、青森出張を行っているが、その際、セキュリティ対策について、視察することができたはずである。

以上の点からすれば、上記出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性は見いだしがたい。

（ケ） 別紙2 No.20の秋田市、青森市への出張

被告らによれば、平成7年10月に秋田県で開催の東北公安委員会連絡会議に伴う事前打合せ及び公安委員会の運営状況の見聞を目的とするものであるとのことである。

しかし、被告らは、事前打合せの具体的内容について何ら具体的に主張立証をしていない。被告香山の陳述書でも、議事進行要領や会場の設営状況等の確認という極めて抽象的な説明があるに過ぎない。

被告香山は、青森県での用務は競合した議題の調整であったとするが、県警が提出した議題の内容はどのようなものであったのか、それが青森県警の提出議題とどのように競合したのか、どのように調整したのかについては何らの説明もない。

また、公安委員会の運営状況の見聞についても、具体的内容については、何ら主張立証がない。

以上の点からすれば、上記出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性

は見いだしがたい。

(コ) 別紙2 No.28の千葉市への出張

被告らによれば、平成7年10月に千葉市で開催された11都道府県公安員会連絡会議の開催状況の調査を目的とする出張であるとのことである。

しかし、被告らは、出張の具体的目的、具体的成果、その成果をその後どのように活用したのか、宿泊の必要性等について、何ら具体的に主張立証していない。

被告香山の陳述書には、「平成8年の宮城県での「11都道府県公安員会連絡会議」は松島に会場を選定したのですが、結果的に会場である松島までの交通手段が余り良くなく、反省点として思い出されます。」とあるが、千葉市への出張で思い出されるのがこの点のみであるというは、不自然である。

以上の点からすれば、上記出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性は見いだしがたい。

(サ) 別紙2 No.11の秋田市への出張

被告らによれば、事務連絡（親書受領、文書管理、議会对応）の目的で出張したとのことである。

しかし、「部署管理、議会对応の見聞、意見交換」の具体的内容、出張の結果どのような成果があったか、その成果をその後職務にどのように活用、継承したのかについては、被告らは何ら具体的に主張立証していない。

被告香山によれば、具体的記憶がないとのことであり、実際には何ら実体がないのではないかと疑念を払拭することができない。

以上の点からすれば、上記出張が真実行われていたかについては、重

大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性
は見いだしがたい。

(シ) 別紙 2 No. 1 3 の大阪市への出張

被告らは、多数の女性警察官が長期に渡って他県に派遣される例がな
かったことから、宿泊予定先の確認、派遣に関する事務的な調整を行っ
たと主張する。

被告らは、上記出張の必要性、視察先、視察内容、その成果について
何ら具体的な主張立証をしていない。

被告香山は、陳述書において、処遇状況、宿泊予定先、勤務個所、そ
の他全般的・事務的諸事項について調査したという抽象的な説明をする
に過ぎず、本人尋問においても、具体的にどのような点を調査確認した
かについて、具体的な説明をすることはできなかった。

以上の点からすれば、上記出張が真実行われていたかについては、重
大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性
は見いだしがたい。

(ス) 別紙 2 No. 1 5 の土浦市への出張

被告らによれば、世界湖沼会議への女性警察官派遣要請があるかもしれ
ないので、そのことに備えるために、現場の視察に行ったという。出張
の目的については、現場を見てくるとのことであるが、現場を見ても、
女性警察官の派遣の要請に備えることと何ら関係が無い。

被告香山は、相手先について、現地を見てくるようにとの指示があっ
たので、よく憶えていないと供述する。また、現地に行く意味について、
本人尋問においても何ら具体的に説明することはできなかった。

そして、被告らによれば、結局、世界湖沼会議への女性警察官は派遣
されなかったとのことであり、そもそも、女性警察官派遣が実施される
か否かが不確実な時点で、現地視察を行うことが不自然である。また、

被告らによれば、福島国体には、実際に女性警察官が派遣されているが、事前に現地の視察は実施していないのであり、世界湖沼会議との整合性を欠き、出張目的自体に合理性があるとは認められない。

以上の点からすれば、上記出張が真実行われていたかについては、重大な疑念がある。仮に真実行われていたとしても、その必要性・有用性は見いだしがたい。

(セ) 議会開催中の出張

被告香山は、議会对策も担当しており、議会開催中は普段より忙しくなるはずであるが、議会開催期間中であっても、頻繁に出張を繰り返しており、この点は、不自然である。

被告香山は、監査委員に対して、2月の議会中での出張（前記(キ)）について、積極的にこの時期に出たものか、それとも調整の結果であったのか、はっきり記憶していないと回答するが、余りにも不自然である。

カ 柴田の出張

(ア) 警察庁に出向している宮城県職員との情報交換や業務連絡のための出張（別紙1 No.4, 24, 36, 51, 57及び別紙2 No.4, 10, 19, 39）

柴田によれば、警察庁への出張の目的は、関係資料の送達、受領、業務連絡、情報交換、出向者への激励、生活、健康状態の確認のためということであるが、わざわざ2人の人間を警察庁まで派遣する必要性があるかどうか内部で十分検討された形跡がない。

真実出張が行われているのであれば、当然関係部課とやり取りがあったはずであり、また、それについての記憶もあるはずであるが、具体的な中身は憶えていないというのは、時間経過による記憶の減耗を考慮にいれても極めて不自然である。

(イ) 県議会議員から県警本部に対して様々な問題や要望、意見が寄せら

れていることに対応するための出張（別紙1 No.10, 16, 32, 40, 45）

柴田は、平成6年6月から平成7年2月にかけて5回出張したとしているが、様々な問題とは何か、様々な意見とは何か、このうち、どの質問や要請に対応するために出張したのか、出張によって何が得られたのか、その結果、議会に対する対応の何をどのように変えたのかについて、全く記憶がないと証言している。

これは、これらの出張がカラ出張であったからである。

（ウ） 効率的な印刷業務の推進、保存文書の管理、文書通送業務のための出張（別紙1 No.40, 45 及び別紙2 No.12, 33, 42, 54, 63）

柴田は、上記目的で、平成7年6月から平成8年3月にかけて、愛知、北海道、秋田、大阪、兵庫県に出張しているが、出張してまで調査、意見交換しなければならない程問題があったのか、あったとすればその問題とは何か、なぜ出張先の府県を選んだのか、出張の成果をどこにどのように生かしたのかについて、上記の出張と同様、具体的なことを何一つ答えることができていない。

これは、これらの出張がカラ出張であったからである。

特に、平成8年3月11日から同月13日の兵庫県警への出張（別紙2 No.63）は、宮城県議会、兵庫県議会ともに開会中であり、こうした時期に、議会担当の被告香山や係長、柴田といった総務課の中心メンバーが3人も出張するというのは不可解である。

（エ） 本部長公舎建て替えに伴うセキュリティ対策のための出張（別紙1 No.14 及び別紙2 No.24, 42）

柴田は、平成6年7月から平成8年1月にかけて、上記目的で、静岡県、福島市、山形市、愛知県に出張しているが、これについても、上記の課題を検討するうえで、何故他県に出張する必要性があったか、なぜ

それらの県が選ばれたか、出張の成果をどこにどのようにして生かしたのかについて具体的なことを何一つ答えられないでいる。これは、これらの出張が架空のものであったからである。

特に、当時の福島県警の総務課次席及び課長（セキュリティ対策の担当者）はいずれも出張者と会った記憶がないと回答している。

また、静岡県本部長公舎の建て替えは、平成9年着工であり、セキュリティ対策については、地震対策の必要はあったのではないかという程度であり、出張するほどの必要性がない。

キ 小括

以上のとおり、通常用務による出張について、目的の正当性等カラ出張でなければ当然認められる事実はまったく明確にされておらず、本件訴訟で行われた証拠調べの結果をみても、各別の出張について不自然・不合理な点が多い。

したがって、通常用務による出張は、そのすべてが存在しないか、業務上の必要性を欠くものであったと見るべきである。

(6) 被告らの責任

ア 被告相原の責任

(ア) 被告相原は、平成5年3月25日から平成7年3月12日まで、総務課の課長職にあった。

(イ) 被告相原は、別紙1のNo.1ないしNo.53の各出張（旅費合計250万5680円）につき、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅行命令を発した。

(ウ) よって、被告相原は、宮城県に対し、第1次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金194万7520円を賠償する義務がある。

イ 被告千葉の責任

(ア) 被告千葉は、平成7年3月13日から平成9年3月23日まで、総

務課の課長職にあった。

(イ) 被告千葉は、別紙1のNo.54ないしNo.57の各出張及び別紙2の各出張（旅費合計278万9030円）につき、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅行命令を発した。

(ウ) よって、被告千葉は、宮城県に対し、第1次損害賠償代位請求訴訟の認諾に係る部分を除く損害金185万4120円を賠償する義務がある。

ウ 被告佐々木の責任

(ア) 被告佐々木は、平成6年3月29日から平成8年3月21日まで、県警本部会計課の課長職にあった。

(イ) 被告佐々木は、本件出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、専決権者として、本件出張（旅費合計529万4710円）につき支出命令を発した。

(ウ) よって、被告佐々木は、宮城県に対し、第1次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金380万1640円を賠償する義務がある。

(エ) 被告佐々木は、消滅時効を主張する。

しかし、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する（法236条3項、民法166条1項）。被告佐々木は、架空若しくは業務上の必要性に欠ける出張への関与を否定しているから、宮城県が損害賠償請求権を行使することを期待するのは困難であり、消滅時効が進行するのは、住民監査請求時と解される。被告佐々木に対する損害賠償請求権は時効消滅していない（争点③）。

エ 被告岩間の責任

(ア) 被告岩間は、別紙1 No.3, 7, 13, 17, 23, 41記載の各出張の出張者である。

(イ) 被告岩間は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であるこ

とを認識しながら、旅費として２２万５８４０円を受領した。

(ウ) よって、被告岩間は、宮城県に対し、損害金２２万５８４０円を賠償する義務がある。

オ 被告菊地の責任

(ア) 被告菊地は、別紙１№. ２１，３８，４２，４９，５５，５６及び別紙２№. ５７，６４記載の各出張の出張者である。

(イ) 被告菊地は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅費として２９万４１９０円を受領した。

(ウ) よって、被告菊地は、宮城県に対し、第１次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金１５万８７４０円を賠償する義務がある。

カ 被告庄子の責任

(ア) 被告庄子は、別紙１№. １，８，１１，１９，２５，２７，３３，３９，４８，５２，５４及び別紙２№. １，３，５，１７，２２，２６，３０，３４，３８，４４，５５記載の各出張の出張者である。

(イ) 被告庄子は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅費として９４万０８４０円を受領した。

(ウ) よって、被告庄子は、宮城県に対し、第１次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金７４万２３４０円を賠償する義務がある。

キ 被告田村の責任

(ア) 被告田村は、別紙１№. ２，５，９，１２，１５，１８，２０，２２，２６，２８，２９，３１，３４，３５，３７，４３，４６，５０記載の各出張の出張者である。

(イ) 被告田村は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅費として８８万２０００円を受領した。

(ウ) よって、被告田村は、宮城県に対し、第１次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金７４万６８００円を賠償する義務がある。

ク 被告赤間の責任

- (ア) 被告赤間は、別紙2 No.4, 6, 65記載の各出張の出張者である。
- (イ) 被告赤間は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅費として5万6300円を受領した。
- (ウ) よって、被告赤間は、宮城県に対し、第1次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金3万6080円を賠償する義務がある。

ケ 被告香山の責任

- (ア) 被告香山は、別紙2 No.7, 9, 11, 13, 15, 18, 20, 28, 32, 36, 40, 50, 53, 61記載の各出張の出張者である。
- (イ) 被告香山は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅費として63万2660円を受領した。
- (ウ) よって、被告香山は、宮城県に対し、第1次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金43万4920円を賠償する義務がある。

コ 被告平堀の責任

- (ア) 被告平堀は、別紙2 No.49, 59記載の各出張の出張者である。
- (イ) 被告平堀は、これらの出張が存在しないか、業務上不必要であることを認識しながら、旅費として6万2600円を受領した。
- (ウ) よって、被告田村は、宮城県に対し、第1次訴訟の認諾に係る部分を除く損害金3万6080円を賠償する義務がある。

6 争点に対する被告らの主張

(1) 原告の主張する不正経理は他県のものである

原告は、警視庁、北海道警察、静岡県警察、福岡県警察等の都道府県警察の不適正な会計経理に関する新聞、週刊誌などの記事を本件の証拠として提出し、宮城県警もその例外ではないと断定する。

しかし、この断定には合理性がない。

そもそも新聞、週刊誌の報道記事は、その根拠が必ずしも明らかではない

上、公平な立場からの検証も経たものではないのであるから、これらの証拠価値には自ずと一定の限界があり、不適正な会計経理問題に関する報道のすべてを直ちに真実として取り扱うことは不合理である。

また、警察法は、各都道府県に警察事務を委ね、都道府県の機関としての各都道府県警察がこれを行うものとしており、各都道府県警察は、それぞれ他の都道府県警察からはもとより、原則的には国からも独立した性格を有するものである。旅費、犯罪捜査報償費及びその他の経費支弁等の予算執行については、各都道府県警察がそれぞれの例規に基づいて、独自の財務管理システムにより、またそれぞれの判断と責任においてこれを行っているのである。

したがって、一部の都道府県警察において不適正な会計経理が認められたとしても、故に全国47の都道府県警察のすべてにおいて等しく不適正な会計経理がなされているなどと断定することは到底不可能である。

(2) 宮城県警における裏金の指摘は信用性に欠ける

ア 元宮城県警視の告発報道について

宮城県警の犯罪捜査報償費、旅費に対する告発は、匿名であるため、果たして、如何なる人物が告発を行ったものか、警察に対しいかなる感情を持っているものか、告発の動機は何か、どのような告発方法によるものか、告発内容はどこまでが体験事実でどこからが推測事実なのか、また告発記事はすべて告発内容どおりのものかなど、証拠価値を評価するための基礎的事実が全く明らかにされていない。

また、報道された内容は、ほとんどが警察の不適正な会計経理問題に関する従前の報道内容に近似したもので、具体性がなく、かつ簡単なものであるため、警視の階級にあったことがない者であっても、また警察での勤務経験がない者であっても、過去の報道を強い関心をもって視聴した者でありさえすれば、このような発表をすることも不可能ではないという程度

のものである。

したがって、本件報道記事にはさしたる証拠価値を認めることはできない。加えて、この告発報道は、宮城県警では昭和50年代から数年前まで裏金作りが行われていたというのであるが、「数年前」とは何年前のことなのか、すなわち本件訴訟で問題とされている平成6、7年度の前後いずれの年度を意味するのも不明であるから、本件との直接の関連性すら疑われる。

イ 元宮城県警巡查部長の発言記事について

この発言記事も元警視の告発記事と同様に証拠価値を評価するための基礎的事実が全く明らかにされていないばかりか、その発言内容は過去の報道どおりのもので、具体性がなく、かつ簡単なものであるため証拠価値に欠けるものである。

(3) 平成9年度以降の出張減少の理由

平成9年度以降総務課の業務連絡、業務視察の県外出張が減少した理由は、県民の身近な不安等を解消するため平成9年ころから実働部門の警察体制の強化という現場第一主義に基づき、人員を含めて予算面でも実働部門へ重点配分された結果、総務課の予算も削減されたためである。その結果、総務課としては、必要のある場合であっても事務連絡及び業務視察の出張を極力抑制せざるを得ない実情になった。

(4) 捜査関係用務による出張の違法性について

ア 出張目的

いずれも、銃器の違法取引に関する捜査情報収集を目的として、被告庄子が情報提供者Aと、東京都内及び千葉市内で接触するために行ったものである。

イ 被告庄子の尋問内容について

(ア) 被告庄子には、守秘義務がある

被告庄子は、警察官として地方公務員法34条に定める守秘義務のほか、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範などの法令に基づき、捜査上の秘密を守る義務があり、これに触れる内容は差し控えさせていただくとした上で陳述している。また、情報提供者Aから情報を得るに当たっての約束などから、陳述に制約があったから、情報収集活動や対象人物の空虚さが明らかになっている、とするのは失当である。

(イ) 内容について淡々としているとの主張について

原告は、被告庄子の供述をとらえて、銃器情報の収集という、総務課の本務を離れてまで行った仕事に対する姿勢としては、あまりにも淡々としすぎていると主張する。しかし、これは捜査手法を知らない原告の憶測に過ぎない。犯罪捜査規範9条1項が「秘密の保持等」として、「犯罪捜査を行うに当たっては秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意・・・しなければならない。」と規定しているとおり、捜査は秘匿を前提として成り立っており、その事件の成否を左右するものは秘匿である。

秘匿は被疑者等の関係者ばかりでなく、警察内部といえども捜査関係者以外に対して要求されるのは当然のことである。とくに組織を背景として巧妙に敢行されることが多い銃器犯罪等の捜査は秘匿を絶対的要件として進められ、当該捜査従事者以外への秘匿は上司、同僚に対しても例外ではない。

被告庄子が接触によって収集した情報がどのように捜査に活用され、その結果どのように捜査が進展しているかなどの事件の全容は、上記理由により、当該捜査幹部しか知り得ないところである。

また、一片の情報から肉付けをして事件を組み立てていくのも捜査であり、情報収集者（捜査員）に捜査の進展状況を知らせることは、予断を持たせ、ひいては事件の筋を誤ることとなるので、捜査状況は情報収

集者たる捜査員にも知らされないのが原則である。

関係課では、捜査の中身や進展状況を知らさないまでも、情報提供者Aの行動の範囲内で知り得る情報を予測して、被告庄子に対して捜査要点を示し、打合せを行っていた。被告庄子は、この捜査要点に沿って情報を収集したのである。

(ウ) 同伴したのが総務課職員であった点について

原告は、情報提供者との接触に「危険性」があるのであれば、関係課の職員が同伴するのが当たり前であり、警察官でない総務課の前記職員らを同行させるなどということは、到底考えられない旨主張する。

しかし、被告庄子は「危険性」があったとは言っていない。また被告庄子と二人だけで接触することが情報提供者Aの協力条件であり、情報提供者Aの条件どおり二人だけで接触したので、関係課の職員が同行する必要もなかった。因みに、総務課では、課長、管理官と被告庄子以外の警察官は、秘書係の巡査部長（指揮用車運転等）のみで、同行は一般職員とならざるを得ないものである。被告庄子に同行した者は連絡員（約束の時間まであるいは場所まで戻らないときに総務課長に連絡をする役目）であり、総務課の職員で十分であった。原告は、接触の前後に総務課に電話すればよく同伴は意味がないと主張するが、捜査関係用務による出張に限らず、出張に際しては不測の事態に備えて連絡員を同伴するのが常である。

原告は、庄子が情報提供者の住所・氏名・電話番号等を忘れてしまったと主張するが、住所及び電話番号は記憶がなくなっているが、氏名については情報提供者の保護上、明らかにできないだけである。また、関係課に提出したはずの報告書について確認できないのは、捜査情報の特殊性によるものである。

(エ) 情報を把握していたのは関係課であり、被告庄子ではない

原告は、対象人物の住所・電話番号その他についての資料が全く失われているという不自然さがある、捜査機関は、継続的な情報提供者について、その住所氏名や各種の情報をリストにして管理しているはずである、関係課では、当然その属性情報を確認し、どのような人物であるかを把握していたはずであると主張する。

しかし、被告庄子がなくしたのはAの住所や電話番号などを記したメモである。また、メモや報告書などについては接触後に関係課に提出していたものであるが、その存在について関係課に照会したところ、確認できないという回答があり、被告庄子としては、これ以上のことについては知り得る立場にはない。

さらに、原告のいう属性情報の確認と把握についても同様で、関係課においてこれら情報をどのように管理していたか被告庄子は知る立場にない。また、連絡が付かなくなった後のAの消息についても、担当課の回答は「調べたけど分からない」であり、まして被告庄子個人として情報提供者Aの居所を確認する方法はないのである。

また、原告は、長年の交際相手が突然消息を絶ったのであれば、重大な関心事として不明となった事情くらいはつかもうとしたと思われるのに、実に淡々としており、余りにも不自然であると主張する。しかし、被告庄子は前述のとおり担当課に相談したのであり、さらに、Aの住所や電話番号を記したメモをなくした被告庄子にとって、情報提供者Aとの連絡方法・手段は携帯電話以外になかったのである。

なお、原告がいう属性情報は情報収集に際して関係課に連絡しているほか、接触結果もメモ、あるいは報告書で報告もしているので、被告庄子が用事のなくなった不必要な手帳を処分しているとしても何ら不自然ではない。

(オ) 小括

原告の結論は、原告の勝手な憶測と都合のよい思惑のみにより構築した結論で、何ら根拠がないものである。

本来であれば、犯罪捜査に係わる事項について、情報提供者及び情報の内容は絶対秘匿が原則であるが、公費を使って出張したことについて説明責任の均衡を考慮しての陳述であり、当然に陳述できない内容がある。そのことをとらえ、あいまいで不自然な証言に終始していると結論づけることは失当である。

(5) 通常用務による出張の違法性について

ア 通常用務による出張の違法性を基礎付ける間接事実について

(ア) 目的の正当性・合理性

被告岩間は、管理官として総務課長を補佐する立場にあったことから、総務課員の出張に際しては、出張の目的、出張先、出張の必要性、出張時期、出張者等について検討の上、総務課長から各旅行命令の決裁を受けていた。

当時は、警察官の増員が凍結されていた中で増加傾向のある犯罪をいかに抑止するかが全国警察の課題であったことから、全国警察を上げて治安に結びつく刑事警察部門及び生活安全警察部門等実働部門の警察体制を強化するという現場第一主義の方針の下に、より一層の業務の効率化・改善が求められていたところ、本件出張（捜査関係用務による出張8件を除く。）は、こうした情勢下で、総務課業務の効率化及び日常業務の円滑な遂行のため、県議会・公安委員会関係、印刷・遞送業務等総務課の所掌事務に関して実施したものであり、いずれも正当性と合理性を持つものである。

(イ) 出張の必要性・出張先の選定について事前に検討した事実

被告岩間は、出張の必要性の判断に当たっては、電信、電話、郵便等の通信連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができるか否かを

一つの重要な指標としていたものである。この場合の「通信連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合」とは、物理的に不可能な場合、例えば災害地の実情調査のように直接現地に赴かなくては用務の目的を達することが不可能な場合ばかりでなく、公務の性質上、通信連絡手段により難しい場合や、現地に赴いて直接視察をしたり、説明を受ける方が十分ないし円滑な業務を期待できる場合も含まれるものと解していた。

また、都道府県警察は相互に協力する義務があるとされており（警察法59条）、現に随時協力していることから、総務課においても、課員は、随時、他の東北5県警及び宮城県同様に政令指定都市を抱える道府県警や特定業務の先進的な他県警などと電話等により情報交換を行っていた。こうした日常的な情報交換を通じて、総務課員は、出張先についてある程度の知識を有していたことから、出張先の選定に際しては、文書で全国警察に照会しなければ出張先を決定できないというようなことはなかった。

（ウ） 出張の裏付け及び出張の成果の記録化について

本件訴訟は、それぞれの出張が行われてから6年ないし7年が経過した後提訴されたもので、訴え提起の時点では、出張先での具体的な用務内容や相手方の氏名等を記載した出張結果報告書等関係資料が保存年限の経過によって廃棄されていた。被告らとしては、被告ら自身や関係者の記憶に基づいて主張、立証せざるを得なかった。したがって、出張の詳細については、被告らの記憶も年月の経過に伴って相当失われているほか、それぞれ多数回にわたり同種の出張を経験しているため記憶が錯綜していることから、具体的に主張することについては一定の限界が伴わざるを得ないのである。

イ 各出張の必要性、合理性について

(ア) 業務の効率化

業務の効率化とは一律的に必要な業務までも削減・廃止することではなく、業務の合理化の一環として「ムリ、ムダ、ムラ」を省くため、業務の在り方や処理方法の見直し、不必要な業務の縮小・廃止のほか、課や係の統合、職員の職能力の向上等を含むものである。本件出張は、業務を円滑に遂行する上で不可欠なものであったり、業務の効率化を推進する上で極めて有用であったことから実施した。

被告庄子ら複数の課員が他の課員より出張回数が多くなったが、これは、当時の事務分担上、被告庄子（課長補佐）、被告田村（課長補佐、後任者は被告香山で係長）、柴田（主任）が比較的動きやすかったことによる。

(イ) 担当の枠を超えて出張させることについて

総務課員は限られた人員のため、必ずしも各自が担当している業務のみを行っているものではなく、課の所掌事務について課員全員が相互に協力しながら遂行しているのが実情であり、本件出張についても、課全体としての業務達成のため、担当の枠を超えて実施していたものである。

出張結果については、口頭で済ませる場合と書面で報告する場合があり、書面で報告する場合は、出張した総務課員が出張結果報告書等を作成し、担当課長補佐、管理官、総務課長の順で決裁を受け、さらに課員に知らしめておくべき内容の場合は課員回覧させ、その後に出張者が保管していた。係によっては係毎に保管していたケースもある。

このように総務課員の出張の結果得られた情報は、決裁又は回覧などの手段により情報の共有化を図っていたほか、課員にあっては、出張で得られた知識・経験等を日常業務に活用して総務課業務の改善に結びつけたり、あるいは部内関係部門に連絡通報するなどしていたものであるから、総務課として組織的に管理、活用していたことは明白である。

また、担当の枠を超えた出張は、総務課業務の上記実情から自然に生じたものであり、取り立てて後任に引継ぎをするまでもなかった。

(ウ) 隣接県へ出張が宿泊を要したことについて

宿泊を要するか否かは、その出張目的、事務量、日程（例えば、相手方の都合次第では午後から出張することも稀でない。）などによって左右され、必ずしも距離のみによって決まるものではない。

本件出張においても、東北5県へ出張は、平成6年度は3回、平成7年度は8回あるが、日帰りで出張目的が達成できるものについては日帰り出張を行っており、翌日にまたがるような出張日程の場合には宿泊を行った。また出張者が多くの業務を担当していることから、午前中は庁内で自己の業務を処理し午後から出張することが便宜であったし、出張先側の業務の都合上、午前中の訪問は敬遠され気味であることから午後の出張となり、翌日にまたがることになる場合も多かった。

ウ 被告岩間出張

(ア) 警察庁へ出張（別紙1 No.3, 7, 17, 23, 41）

a. 出張目的

被告岩間の警察庁への各出張は、治安事象に対する警察庁・他道府県警の方針・取組みなど、警察運営の参考となる貴重な情報の入手を狙いとしたものである。そのため、宮城県警から警察庁への出向者及びその人脈を活用して情報収集を行っていた。

また、全国警察からの各種情報は、警察庁の担当係に報告されるものであり、宮城県警からの出向者はそれぞれのポストの担当係長としてその報告を受ける立場にあったのであり、現に、出向者及びその人脈から入手した情報が有益であった。

b. 出張の必要性、出張先の選定について事前に検討した事実

警察庁へ出張は、警察本部長の側近にあつて秘書的立場にある総

務課長において、警察本部長が治安情勢を的確に把握し各種治安情勢に対して的確な指揮命令ができるように、治安維持に有意な情報が集中している警察庁から情報を収集すべき立場にあることから実施したものである。

そして、総務課長、管理官は、出張者から、出張の都度、入手した情報、資料の報告ないし提出を受け、その内容を分析、検討して警察本部長の補佐に活用していた。

平成6年度の警察庁出張は、中央政界の動向が激しかったこと、銃器使用犯罪が多発するなど、銃器犯罪対策が喫緊の課題であったこと、地下鉄サリン事件が発生したこと、現場第一主義に立脚した警察体制の確立が求められていたことなどの情勢にあったことから、情報収集のために総務課員を警察庁に派遣する必要の生じることが多かったものであり、その都度、予算の有無等を勘案の上で警察庁出張を実施した。

c. 宿泊先の裏付けについて

本件訴訟は、出張が行われてから7年も経過した後に提訴されたもので、当該提訴の時点では既に出張結果報告書等の関係資料が保存年限の経過によって廃棄されていたほか、個人的資料も廃棄済みであるため、これら資料を補強資料とすることは不可能である。また、宿泊先の宿泊簿及び宿泊料収入等の会計諸帳簿類についても、保存年限が5年とされており、既に廃棄されていた。このような状況下において、被告らに補強証拠の提出を求めることは不可能を強いるものである。

d. 出張先の裏付けについて

被告岩間としては、警察庁出張の場合は、複数の出張用務で複数の者と面談することが多く、しかも既に7年もの期間を経過していることから、いつ（出張日）、誰から、どういった情報を入手したのかなど

を個別、正確に思い出すことが困難であるため、特定できなかった。

e. 安否確認・激励のみでは出張していない

警察庁へは、出向者に対する安否確認、激励のみを目的として出張したことは一度もない。他の目的で出張した際に、併せてこれらの任務も行ったのである。また、出向者に対する安否確認、激励は出向者の士気を鼓舞するものであるところから、総務課員が出向いて行くことによりその効果が期待できるほか、直接面談することにより、出向者の顔色、立ち振る舞いなどから心身の健康状態等も把握でき、そのことによりサポートも可能となる。

f. 懇親会は必要であった

原告は、懇親会をしなければ日帰り出張で足りた旨主張する。しかし、警察庁への出向者からの情報収集は、出向者が勤務している所属部署を訪ね、出向者と意見交換をし、資料の提供を受けるなどの方法で行っていたが、出向者の周囲には他の目もあり、必ずしも十分に情報を得ることが困難な場合もあることから、執務時間後に懇親をしながら本音の話を聞く必要があった。懇親会には公費を使っていないことから、予算上は私的なものであるものの、懇親会自体は私的なものではなかった。

(イ) 静岡県警本部へ出張（別紙1 No.13）

a. 報告すべき案件が県警本部長に報告されなかった原因すらはっきりしないとの主張について

本件出張の目的は、当時、県警本部分庁舎としての機動センター建設構想が検討されていた時期であったことから同年4月に完成していた静岡県警察本部分庁舎を、また、警察本部長から重要事案発生時の報告体制の在り方が指摘されていたことから東海沖地震を想定した震災対策の先進県である静岡県警本部を、それぞれ視察することにあっ

た。

被告岩間が、報告すべき案件が報告されなかった事案について明確に供述できなかったのは、当該事案から既に7年が経過しているところから、記憶も定かでなくなり、明らかにすることができないものである。

b. 報告体制の不備改善なら出張しなくてもわかるとの主張について

本件出張目的の一つが突発重要事案発生時の報告連絡体制の在り方の視察であったことから、静岡県警における本部長報告対象事案、夜間・休日における報告系統、報告職員、決裁報告要領等制度の仕組みや運用実態及び問題点と対策等について調査・意見交換し、見聞を深めたものであり、用務上、電話・ファックス等の通信連絡手段ではその目的を達成することが困難であった。

c. ムダな出張であるとの主張について

本件出張から既に7年が経過しているところから、現在では、被告岩間の記憶も定かでなくなり、明らかにすることができないだけである。

エ 被告田村の出張

(ア) 被告田村の記憶について

原告は、被告田村は、懇親会の出席者について名前を記憶しているのに、出張の内容について憶えていないとすれば極めて不自然であると主張する。

しかし、被告田村が警察庁に出張した4回のうち、懇親会に出席したのは1回だけである。また、被告田村は、当時の出向職員とは面識があり、そのほとんどの者が参加したとの記憶を基に出席者の名前を陳述したものである。他方、警察庁へ出張自体は、複数の用務で、複数の者と面談することが多く、いつ、誰から、こういった情報を入手したのか

などは、記憶が錯綜していることから個別かつ具体的に明らかにできないものである。

(イ) 別紙1 No.46 の大阪府警への出張

- a. 兵庫県警への警察官の派遣の人数については、大阪府警から兵庫県警に相当数の人員を派遣し、その規模が400名から500名程度でなかったかとの記憶があったことから、「400名ないし500名」という意味で答えた。

公安委員会開催日についても、原告の質問が具体的な日数を尋ねるものであったから、日数的なものは覚えていないので、その旨を答えたものである。

パトカーの支援協定については、本件出張時においては、話題とした記憶が定かでなかったので、具体的な記憶が薄れていた。

b. 出張時期

通常、出張命令は、出張命令日の直前であり、1週間や10日の日数というのは、原告の極論である。

c. 県議会との関係について

また、原告は、議会開催中の出張は不自然極まりないと主張している。確かに、被告田村は、県議会関係では想定問答の取りまとめや議会事務局との連絡調整を担当していたものであるが、そもそも想定問答は、議会開会中に開催される常任委員会（文教警察委員会）で活用するためのものであり、議会開会前に既に出来上がっているものである。

オ 被告香山の出張について

(ア) 別紙2 No.9 の警察庁への出張

警察庁は、全国の警察に対する指揮監督、規制、調整、指導等の事務を執行しているのであり、これらの事務と密接に関連する事項として、

あるいは官公庁間の共助として、随時必要情報を各都道府県警察に伝達しないし提供する機能を有するものであるところ、県警からの出向者は、許容される範囲において所要の情報を収集し、県警に伝達していたものである。

被告香山の出張に際しては、管理官から出向者に関心情報を事前に電話連絡して所要の資料を収集してもらい、これを被告香山が受領して持ち帰った。

また、被告香山が下命された任務は、資料の受領であるから、同人が直接担当部課と打ち合わせを行わなかったとしても不自然不可解というには当たらない。資料授受のみであっても、重要資料については、紛失・盗難の防止、秘密保持のために職員が出張して直接に出向者から資料を受領していたものである。直接の打合せが必要なものについては、総務課長や管理官等が旅行命令発令の前にこれを行っていた。

宿泊の必要性についても、当時、出張者は、総務課へ一旦出勤して午前中に自己の業務を行い、午後から出張先に出向くことが通例とされており、警察庁の出向者も午前中は業務のため時間がとれないことが多かったことから、午後の出張となったものである

持ち帰った資料について、被告香山は、出張終了後、総務課長に提出し、総務課長や管理官は、当該資料を保管管理して、本部長の補佐や本部長訓示の起案に当たって活用していた。また、被告香山が主任務に併せて行った出向者の近況確認や激励金の交付については、帰庁後、総務課長に対して口頭報告を行った。

(イ) 別紙 2 No. 50 の警察庁への出張

後任本部長に対する懸案事項、着任後の行事予定等についての事前説明は、着任の何日前かはともかくとして、本部長の地位と職務の重大性からして当然に実施すべきものであり、現に本部長交代の都度実施して

いた。また、赴任前に、後任本部長も懸案事項等を了知し、また事前に準備をすることが可能となるのであるから、事前説明は必要かつ有用なものである。

(ウ) 別紙 2 №. 7 の青森への出張

印刷機種に関する導入計画、予算要求の実情についての問題点としては、印刷機器の性能が良くないため、印刷の順番待ちをする職員が見られ、その順番待ちをしている職員の業務の妨げになっていたほか、原稿が B 判の時は、一枚の原版で原稿 2 枚分を一度に製版できたのが、A 判化により一度に 1 枚分しか製版できなくなり、印刷効率が非常に低下したことから、これを高めなければならないという課題もあった。加えて印刷機や裁断機が更新時期を迎えていたのでこの点についても検討する必要があった。

これらのことから、他県における印刷機器の導入計画、予算措置の実情等を視察して本県の印刷機器更新計画や予算要求等の参考とする必要があったもので、新たに浄書印刷等の担当となった被告香山としては、広く他府県警察の実情を視察して担当業務に精通するようになるために出張したものである。成果としては、これら視察結果を基に裁断機や大型印刷機の更新を行った。

出張先が青森県警になった点については、当時、総務課の出張は東北管区内や類似県、あるいは政令指定都市を抱えるいわゆる指定県の警察本部が中心であったが、被告香山としては、東北管区内の警察本部を視察してみたいと考えて先方の都合を打診したところ、日程等で調整のついた青森県警が出張を受け入れてくれたことによるものである。

(エ) 別紙 2 №. 3 2 の大阪市への出張

浄書印刷、文書管理についての問題点は上記のとおりである。

被告香山としては、効率的な印刷や文書の管理等が求められる情勢の

下で、広く他府県の実情、殊に大規模府県における効率的な印刷や文書管理を視察することを検討していたものであり、大阪府警を調査対象に選んだ理由は、大規模府県における複数の候補県のうち、日程等で調整のついた大阪府警察本部が出張を受け入れてくれたことによるものである。

原告は、大阪府警本部総務課の職員は、監査委員の「当時、印刷機の導入は行われたか。」との質問に対し、「わからない。」旨の回答をしていることをもって、大阪府警が、被告らを庇っているとの主張を行っているが、7年も前のことについて、しかも当時の職員でもない者がこのような質問を受ければ、改めて調査しない限り判らないのが当然であるから、「わからない。」旨の回答をするのは当然なことであり、疑念を入れることは合理的ではない。

(オ) 別紙2 No.36の福島市への出張

本件出張は、特別な文書の送達を目的としているものである。本部長間で授受する特別の文書は極めて重要なものであるから、紛失や内容の漏洩を防止するために郵送によらず、職員が直接送達をする必要がある。主任技術員が同行している点については、出張先における万が一の事態に備え、あるいは如何なる事態にも対処できるようにするため複数の者で出張するのが通例だったほか、非常に重要な文書であるため紛失や盗難防止のため2名の出張となったものである。

(カ) 別紙2 No.53の広島市への出張

文書管理業務に関する検討課題、出張先選定の理由、視察の成果と活用については、上記のとおりである。

公安委員会の予算措置状況についての課題は、当時、公安委員会の交際費を含む予算の見直しが宮城県全体で行われていたところであり、広島県警を選定したのは、公安委員が5人いる府県、いわゆる政令指定都

市を抱える指定県で、特にその指定県の中でも広島がある程度「財政規模」が似ていると考えられたからである。

公安委員会の活動強化のために何か施策を行う場合、それを支える予算措置が伴うことは当然で、広島県警の予算要求・措置状況を見聞し、宮城県警の予算要求に活用する目的があった。視察結果に関しては、平成8年9月の県議会における補正予算の際に活用されて、公安委員会の交際費等が増額されている。

(キ) 別紙2 No.61の神戸市、京都市へ出張

兵庫県警を文書管理・印刷業務の関係で視察する理由については、兵庫県警は、前年の1月に発生した阪神淡路大震災が印刷や文書管理、あるいは文書通送業務等にどんな影響を与えたのか注目されていたもので、兵庫県警察本部に赴き、震災時の被害状況や回復措置等を担当者から聴取して調査したものである。

この結果、被告香山は、印刷所が兵庫県警本部からかなり離れたところにあり、震災による液状化現象が起きたこと、文書通送は、道路が至るところで寸断されていたため、迂回を重ねて行っていたこと、兵庫県警では震災後、地震対策として印刷機器の下にゴムのマットを敷いたことなどを見聞するなどの「非常に得難い経験」をした。

この時期に3名が出張した理由については、年度末になって、予算的な都合がついたためにかねてから注目していた兵庫県警の視察を行い、併せて同規模の指定県として京都府警の視察を行ったこと、総務課長が阪神・淡路大震災の業務に対する影響と回復に特に注目して職員増派の配慮をしたことによる。

(ク) 別紙2 No.40の青森市、盛岡市へ出張

本件出張は本部長公舎のセキュリティ対策の目的であるが、本部長公舎のセキュリティ対策は、当時、県警本部長公舎の建て替えが検討され、

また警察庁長官が狙撃されるなどの事件が発生したことから、真剣に検討されることになり、総務課としては、まずは近隣の東北各県を視察することになったが、被告香山に対しては青森県警及び岩手県警視察の指示がなされたものであり、特に両県を他に先駆けて視察したものではない。

この出張では、本部長公舎の建築の方法や公舎敷地に総務課員が住んでいるのかなどについて視察して来た。公舎敷地内の総務課員の居住に関しては、総務課員の居住の有無に伴う警戒体制の状況について調査した。

このときの視察結果は、その後総務課と建築を直接担当する会計課との打合せなどに活用されたが、各県警察の重要な秘密に係わる事項であるから明らかにすることができない。

平成7年6月29日から翌30日、同9月28日から翌29日にも青森出張を行っているが、これら出張の終了後に、本部長公舎のセキュリティ対策調査のため、東北各県を分担して調査することが決定されたものである。

(ケ) 別紙2 No.20の秋田市、青森市へ出張

秋田県での用件は、「東北六県公安委員連絡協議会」の円滑な議事運営のためのものである。同連絡協議会は、開催県が主体的となって会場の確保や設営、進行要領案の作成、議題の取りまとめを行っているものであるが、同連絡協議会の会長は、宮城県公安委員長と決められており、会長が議長役を務め議事進行に当たることから、議事進行要領や会場の設営状況の確認等を行ったものである。内容の詳細については、7年も前の出来事であるため正確を期しがたいので立証を行わなかった。

また、青森市での要件は、東北六県公安委員連絡協議会の議題が県警と競合したための調整であり、議題の内容は交通関係であった。こうし

た議題調整は、相手方に別の議題へ変更してもらうのが最良であるが、両県とも公安委員の承認を受けていたことから議題の変更も難しく、内容の中で競合しないように調整したものである。これ以上の詳細については、7年も前の出来事であるため思い出すことができない。

(コ) 別紙2 No.28の千葉市への出張

本件出張の目的は、平成8年に宮城県で開催される「11都道府県公安委員連絡会議」の円滑な開催に資するため、同会議開催直後の千葉県における会場の確保や設営、各公安委員の処遇、協議議題の取りまとめなどの実態と教訓を把握するためであった。宿泊については、翌日会場を視察する関係で、その必要があった。

上記の実態と教訓を「11都道府県公安委員連絡会議」開催に役立ったものであるが、特に被告香山の記憶に残ることを上げれば、千葉県の会場が、千葉市の中心部ではなく、中心部から離れた幕張だったことを参考に松島を会場に選定したところ、会場である松島までの交通手段が余り良くないためにかえって反省点となってしまったことである。

(サ) 別紙2 No.11の秋田市への出張

本件出張は、親書の受領にあわせて、文書管理・議会对応等の見聞、意見交換を行ったものであり、担当業務の項目を上げて聴取し、その結果については出張終了後直ちに報告書を作成して総務課長に提出した。

(シ) 別紙2 No.13の大阪市への出張

本件出張は、「APEC大阪会議」に宮城県の女性警察官が派遣されることになり、この派遣に伴う処遇面、勤務場所等の確認に併せ事務的な調整をするために実施したものである。それまで、県警から多数の女性警察官が部隊として長期にわたって派遣されることは阪神淡路大震災の派遣を除いて例がなかったので、公安委員に対する説明のほか、派遣される女性警察官の長期任務の遂行を容易にするための事前視察と事務的

調整のために出張を実施したものである。

視察先は、派遣される女性警察官の宿泊予定先である大阪府警の機動隊隊舎と勤務場所である関西国際空港で、視察の結果、この機動隊隊舎はかなり古いもので、当時既に使用されていないものであり、風呂が足りず、簡易の風呂を別に設置しなければならないものであることが判明した。この出張では、そのほか女性警察官の勤務体制の確認等も行った。

原告は、被告香山の説明が抽象的であるというのであるが、7年前の出張であるから、出張内容の説明が抽象的にならざるを得ないことは当然であろう。

(ス) 別紙2 No.15の土浦市へ出張

本件出張は、土浦警察署、土浦市役所及びつくば警察署を訪問し、世界湖沼会議についての説明を受けたものであるが、7年前もの出張について相手方を記憶していないのは当然なことであり、不自然、不可解というには当たらない。

現地を視察した目的は、派遣警察官が女性警察官であるだけに、現地についての詳細な説明を求められる可能性が高かったので、公安委員等に対する説明に備えて予め現地を視察する必要があったのである。また、派遣が決まっていない時期であったことについては、警察官の県外派遣を行うには公安委員会に付議する必要があるが、付議した場合には、上述の理由で現地についての説明を求められる可能性が高く、しかも、世界湖沼会議への派遣要請が、当時、確度の高いものと判断されたことから、急遽、現地視察を実施したものである。

この出張の成果として公安委員に対する説明の準備を充実させることができたが、結果的には女性警察官の派遣先が福島国体となり、出張の成果は直接的には活かされないものとなった。

なお、福島国体のときには事前に視察をしていないが、これは、福島

県は隣県であるため状況が判り、現地視察を行わなくとも公安委員に対する説明が可能であったことから出張を実施しなかったものである。

(セ) 議会開催中の出張

被告香山は、議会对策も行っていたが、被告香山の議会関係業務は、財政課から受領した議員の質問要旨について、関係課が作成した想定問答を所定の様式に合わせて回答要旨として作成したり、関係課が作成した想定問答に目次を付け、ファイルを作る作業であり、他の職員が代替することの容易な仕事であったので、会期中に被告香山が出張をしても業務に支障が生ずることはなかった。

カ 柴田の出張について

(ア) 警察庁に出向している宮城県職員との情報交換や業務連絡のための出張（別紙1 No.4, 24, 36, 51, 57及び別紙2 No.4, 10, 19, 39）

警察庁へ出張の必要性については、その都度、同行の上司（管理官や課長補佐）が総務課長と十分に打合せをして決めていたものであり、その決定を受けて、柴田は、いずれの出張も随行者として出張したものである。

警察庁での情報交換は、同行の管理官や課長補佐が行い、柴田が直接的に情報交換をするようなことはなかったことから、具体的な中身については証言できなかった。

(イ) 県議会議員から県警本部に対して様々な問題や要望、意見が寄せられていることに対応するための出張（別紙1 No.10, 16, 32, 40, 45）

県議会との連絡調整に伴う出張については、被告庄子や被告田村に随行了たものであり、柴田は、直接の担当者でないことから、たとえ情報交換の場にいたとしても、その内容をすべて理解できるものではなかつ

たため、記憶がないと証言したものである。

(ウ) 効率的な印刷業務の推進，保存文書の管理，文書通送業務のための出張（別紙 1 №. 4 0，4 5 及び別紙 2 №. 1 2，3 3，4 2，5 4，6 3）

柴田は，自らの記憶の範囲内で陳述書に記載し，かつ法廷で述べているところであり，それぞれ目的があって出張したものである。個別具体的な内容については，数多い出張で記憶も錯綜し，かつ，時間経過とともに記憶が薄れていることから，思い出せないと証言せざるを得なかった。

なお，当時，宮城県及び兵庫県は県議会開会中であつたが，調整の結果出張が可能となったものであり，双方とも議会对応には全く支障なかったものである。

(エ) 本部長公舎建て替えに伴うセキュリティ対策のための出張（別紙 1 №. 1 4 及び別紙 2 №. 2 4，4 2）

これらの出張につき，個別具体的な内容については，数多い出張で記憶も錯綜し，かつ，時間経過とともに記憶が薄れていることから，思い出せないと証言せざるを得なかった。

キ 小括

以上のとおり，通常用務による出張は，総務課業務の効率化という正当な目的のために，必要があつて行われたものである。各別の出張について，裏付けが提出できなかつたり，明確にできなかつたりという点は存するが，これは出張後時間が経過した結果であつて，格別不自然・不合理と見るべき点は存しない。

(6) 被告らの責任

ア 被告相原及び被告千葉の責任

(ア) 被告相原は，平成 5 年 3 月 2 5 日から平成 7 年 3 月 1 2 日まで総務課長の職にあり，別紙 1 の №. 1 から №. 5 3 の各出張について，法令上の

根拠に基づき、また確立された事務手順に従って旅行命令を発した者、被告千葉は、同月13日から平成9年3月23日まで、総務課長の職にあり、別紙1 No.54ないし57及び別紙2の各出張について、同様に旅行命令を発した者である。

(イ) 旅行命令に係る総務課長の権限と総務課の事務手順

a. 旅行命令の権限

総務課長の旅行命令権限に係る法令上の根拠は以下のとおりである。

- ① 宮城県の職員等の旅費に関する条例4条1項には、職員の出張は、「その他の職員（県費負担教職員以外の職員）にあつては任命権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼によつて行なわなければならない」旨の規定がなされている（乙15）。
- ② 地方公務員法6条、警察法55条3項には、警察本部長が任命権者である旨の規定がなされている。
- ③ 宮城県警察職員等の旅費支給規程4条1項には、警察本部長は、「本部等の所属長以外の職員及び職員以外の者」に対する旅行命令等の権限を「本部等の所属長」に委任する旨の規定がなされている（乙28）。

b. 総務課の所属長は総務課長である。

したがって、総務課員の出張については、同課の所属長である総務課長が、a③の委任規定に基づいて旅行命令を発する権限を有する。

c. 旅行命令の事務手順

総務課員の出張に関し、総務課長が旅行命令を行うまでの総務課の事務手順は、以下のとおりである。

- ① 各担当課員が自らの発意で、又は管理官・課長補佐の指示に従って、出張の目的、出張先、出張の必要性、出張時期、出張者等につ

いて検討し、総務課長に伺いを立てる。

② 総務課長が上記伺い等について検討し、決定を下す。あるいは、総務課長自らが発案し、又は管理官・課長補佐との協議により発案し決定する。

③ 前記決定に基づき、総務課の庶務担当者が旅行命令（依頼）票を作成して総務課長の決裁を受け、これを会計課出納係に提出する。

（ウ） 具体的な旅行命令の適法性

a. 捜査関係用務による出張について

被告相原は、別紙1 No.25・26, 27・28, 33・34の各出張について、被告庄子外1名の総務課員に対し、旅行命令を発した。

被告千葉は、別紙2 No.1・2, 5・6, 26・27, 34・35, 55・56の各出張について、被告庄子外1名の総務課員に対し、旅行命令を発した。

上記各旅行命令は、いずれも、総務課長において、関係課長の依頼を受けて、総務課員である被告庄子を銃器捜査に協力させることとして発令したものであるが、総務課長にとっては、銃器捜査が所掌外の業務であり、捜査を行っている関係課長の判断に従ったとしても違法とはいえない。

また、被告相原と被告千葉は、上記各出張の都度、総務課員1名を被告庄子に随行させたが、これは、出張先において、万が一の事態を慮って、そのような場合の県警本部への連絡要員として随行させたものであるから、随行職員に対する旅行命令の発令についても何らの過失を認めることができない。

b. 通常用務による出張について

被告相原は、別紙1 No.1ないし24, 29ないし32, 35ないし53の各出張について、通常用務による出張として旅行命令を発した。

被告千葉は、別紙1 №.5 4ないし5 7，別紙2 №.3，4，7ないし2 5，2 8ないし3 3，3 6ないし5 4，5 7ないし6 5の各出張について、通常用務による出張として旅行命令を発した。

これら通常用務による出張に関しては、いずれも平成6年、あるいは7年当時の治安情勢や社会情勢に応じ、または総務課の職務遂行のために、旅行命令権者である被告相原、同千葉がその必要性を判断し裁量権の範囲内で命令を行ったもので、その行使に裁量権の範囲の著しい逸脱または濫用があるとはいえない。

いつ、誰を、どこに、何回出張させるかの裁量は、宮城県警察職員等の旅費支給規程4条1項に基づいて、警察本部長から旅行命令の委任を受けた所属長である総務課長に委ねられたものであるから、これらの出張にかかる旅行命令とこれに伴う支出は適法なものである。

c. 小括

本件出張に係るすべての旅行命令は、これらの命令に基づく出張が現に実施されたものでカラ出張命令ではない上、いずれの命令も上記法令上の根拠に基づき、また確立された事務手順に従って行われたものであり、しかも、それぞれ合理的な必要に基づくものであるからすべて適法であり、加えて、被告相原及び被告千葉には何らの過失も認めることができないのであるから、両被告には損害賠償の責任がない。

イ 被告佐々木の責任について

(ア) 被告佐々木は、平成6年3月29日から平成8年3月21日まで県警本部総務室会計課長の職にあり、本件出張について、総務課長の発した旅行命令を受け、法令に基づき、また確立された事務手順に従って旅費支出命令を発した者である。

しかし、被告佐々木は、次の理由により宮城県に対する損害賠償の責任はない。

(イ) 消滅時効（争点③）

本訴請求中被告佐々木に対する請求は、法236条1項に定める5年間の消滅時効期間経過により消滅した。理由の詳細は、以下のとおりである。

被告佐々木に対する請求は、原告が法242条の2第1項4号に基づいて、普通地方公共団体の職員に対する請求権を代位行使するものであるところ、宮城県が被告佐々木に対して有する請求権は、法243条の2第1項後段の規定に基づく公法上の特別な損害賠償請求権であって、民法上の債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任ではない（同条9項、平成14年改正後の同条14項）。

法236条1項は「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅する。」旨を規定している。

したがって、同被告に対する宮城県の損害賠償請求権の消滅時効期間は、5年間となる。

被告佐々木は、別紙1及び2記載のとおり平成6年4月11日から平成8年3月11日までの間、本件出張について支出負担行為及び支出命令（以下、支出命令等ともいう）を行ったものであり、これらの支出命令等の都度、宮城県の公費が旅費として支出されている。仮に、これらの支出命令等が違法なものであるとすれば、宮城県は、これらの支出命令等が行われ、これに基づく公費の支出がなされた都度、支出相当額の損害を被り、被告佐々木に対する損害賠償請求権を取得することになる。

消滅時効の起算点は、時効一般の原則に従い権利行使につき法律上の障害がなく、債権者である宮城県が権利を行使することができる時、すなわち債権成立の時から時効が進行を開始するから、被告佐々木に対する宮城県の損害賠償請求権の消滅時効も債権成立の時、すなわち旅費支

出のときからそれぞれの損害賠償請求権について時効の進行が開始されることになる。

被告佐々木の支出命令等に基づく最終の旅費支出は平成8年3月25日であるから（別紙2 №.59・60）、同日から5年目にあたる平成13年3月25日経過の時点においては、同被告のすべての支出命令等に係る損害賠償請求権について消滅時効期間が経過したことになり、しかも、法236条2項は、時効の効力について、時効の援用を要せず時効期間の経過によって当然に発生するとしているのであるから、時効期間の経過と共にこれらの損害賠償請求権がすべて確定的に消滅したものである。

本訴は、消滅時効による権利消滅後の平成14年8月30日に至って提起されたものであるから、本訴請求中被告佐々木に対する請求は失当として棄却されるべきである。

（ウ） 実質的にも責任がない

そもそも、本件出張について、被告佐々木の行ったすべての支出命令等は、財務会計法規と確立された事務手順に従って発令された適法なものである。しかも、本件出張に係る旅行命令はすべて適法になされており、同被告には、違法性も故意・重過失も認められないのであるから、本訴請求中同被告に対する請求は、失当として棄却されるべきである。

ウ その余の被告らの責任について

本件出張は、上述のとおり、いずれもカラ出張ではなく、業務上の必要に基づいて現実に実施されたもので、支給された旅費は出張費用として費消されたものであるから、上記被告7名には何らの利得も生じていない。

第3 当裁判所の判断

1 正当な理由の有無について

本件監査請求があったのは、平成14年6月24日であり、本件出張の最終

の旅費の支出が平成8年3月25日であるから、最終の旅費の支出から1年以上経過した後に本件監査請求がなされていることが明らかである。そこで、法242条2項ただし書きの「正当な理由」が存するか、検討する。

(1) 正当な理由の判断方法

法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となりうるものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのは相当ではないことから、同項ただし書きは、「正当な理由」があるときは、例外として当該行為があった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。そして、当該行為が秘密裡になされたような場合には、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

(2) 本件での検討

ア 通常用務による出張

乙13及び弁論の全趣旨によれば、本件では、通常用務による出張について、第1次開示により開示された文書は、支出負担行為兼旅費支払命令決議書、旅行命令（依頼）票、旅行計算内訳書（旅行命令（依頼）票（特例計算用））、復命書、旅費受領代理人預金通帳、返納決議書、赴任旅行命令票（特例計算用）であり、所属長及び管理官の職名及び決裁印、執行機関、時期情報、金額情報、行先情報、交通情報、用務情報、旅行（旅費受領）者の氏名等、旅行者の職名が開示されたが、警部及び警部相当職以下の出張者（旅行者）の氏名等が非開示となったこと、第2次開示で新たに開示されたのは、警部及び警部相当職の出張者と旅費受領印であったことが認められる。

そうすると、通常用務による出張では、第1次開示の時点で、警部及び警部相当職以下の出張者の氏名等を除くすべての事項が開示されていたといえることができる。

原告構成員らは、第1次監査請求をする際、事実証明書として平成6年度、平成7年度の事務連絡・業務視察関係一覧表を添付し、本件出張のうち捜査関係用務によるものを除くすべてを特定して資料として記載していた（乙2）。また、乙2、6ないし9によれば、原告構成員らは、資料に記載した出張の旅行者について、復命書の記載を分析して備考欄にA、B、C、アなどと一部の出張についての出張者を特定し、符号で表示していた事実を認めることができる。

監査請求においては、事実が識別できる程度に特定されていれば良く、それらの事実について、一応違法な支出が行われた可能性がある資料を添付すればよいのであるから、通常用務による出張について、原告は、第1次監査請求当時に既に、監査請求を行うに足りる程度の当該行為の存在及び内容を知ることができたというべきである。

通常用務による出張について、本件監査請求は、法242条2項の期間

を徒過したものであり，期間を徒過したことについて，同項ただし書きの正当理由はないといえることができる。

原告は，平成6年度，平成7年度の両年度ともに1月から3月の出張が多い，特定の都市への2年連続の出張，同一年度に同一都市への複数回の出張，3人の出張という特異なケースが1月から3月期にみられることや過去の知事部局の例からみても1月から3月期にカラ出張がなされていることが多いので，これらに該当する疑いの強い13件に絞って第1次監査請求をしたと主張するが，第2次開示では，警部及び警部相当職の出張者と旅費受領印が明らかにされたにすぎず，この情報が追加されたことで正当理由の有無に影響を及ぼすものと解することができない。また，別紙1のNo.3・4，13・14，23・24，別紙2のNo.24・25，42・43，51・52，59・60の7件については，第1次開示と第2次開示とで開示事項は全く同じである。

原告は，宮城県監査委員の監査請求の特定性についての認識が極めて厳しいものであったと主張する。この点，甲3ないし8によれば，宮城県監査委員が平成12年度の犯罪捜査協力報償費についての監査請求を却下するに当たり，財務会計上の行為の特定について，対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく，当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるよう個別的，具体的に摘示することを要すると述べてはいることが認められるが，これは，公開された前渡金・支出金の総額・残額をもってした措置請求に対する監査委員の判断として述べられたものであって，これをもって監査請求の特定性についての認識が極めて厳しいものであったということとはできない。

イ 捜査関係用務による出張

捜査関係用務による出張については，第1次開示において宮城県知事は，

旅行命令（依頼）票の警視以上の職となる所属長（「総務課長」との記載）及び管理官の職名及び決裁印の外，執行機関（旅行者の所属＝「総務課」の記載）は開示したが，時期情報，金額情報，行先情報，交通手段，用務情報，旅行（旅費受領）者の氏名等，旅行者の職名については，旧条例 8 条 4 号に基づき非開示とした（乙 13，弁論の全趣旨）。

出張の日時，出張先については，出張を特定する最低限の要素と考えられるから，これらの情報が開示されなければ，当該行為の存在及び内容を知ることはできないというべきである。宮城県知事が捜査関係用務による出張について警部補及び警部補相当職以下の者の氏名等を除くすべての事項を開示したのは平成 14 年 5 月 24 日の第 2 次開示によってであり，捜査関係用務による出張のうち，1 名が特定の人物であり，これが被告庄子であったことを原告が第 2 次開示の前に知ったからといって，捜査関係用務による出張についてはこの時期から監査請求ができる程度に特定したということとはできない。

したがって，これらの事実について，原告が監査請求できる程度に事実及び内容を知ることができたと解されるのは，第 2 次開示の時点であり，捜査関係用務による出張については，相当な期間内に本件監査請求が行われたということができる。

(3) まとめ

以上検討したところによれば，捜査関係用務による出張 8 件については，旅費の支出が行われてから 1 年以上期間が徒過しているものの，原告が監査請求することができなかったことに正当な理由が認められ，通常用務による出張については，原告が監査請求することができなかったことに正当な理由が認められないから，訴訟要件を欠く不適法なものとして却下するべきである。

2 捜査関係用務による出張が違法かどうか（争点①）

(1) 平成9年以降出張が減少している

平成9年以降総務課の事務連絡、業務視察関係の出張が減少したことについては争いがない。各1月から3月にかけての総務課の出張件数を見るに、事務連絡の件数は平成6年度が26件(74万9740円)、平成7年度が21件(52万2360円)、業務視察の件数は平成6年度が5件(32万6560円)、平成7年度が12件(59万4670円)であるのに対し、平成9年度以降、事務連絡は、平成9年度が3件(6500円)、平成10年度が1件(4万1980円)、平成11年度が3件(7800円)、平成12年度が1件(2万3780円)、業務視察については、平成9年度から平成12年度まで0件である(弁論の全趣旨)。この理由について、被告岩間は、本人尋問及び陳述書(乙17)において、実働部門へ予算が重点配分された結果総務課の予算が削減されたという予算上の措置を理由としているが、必要な出張であれば、予算を獲得して行わなければ業務が停滞すると考えられるのであり、出張の件数が減少した理由に不自然なところがある。

(2) 捜査関係用務による出張について認められる事実

ア 捜査関係用務なる支出項目がない

甲17、被告庄子本人尋問の結果によれば、総務課は機密に関すること、公印の管守に関すること、県議会との連絡に関すること、文書の保管に関すること、警察職員の応援要請及び派遣に関することを業務内容とし、総務課長の下に庶務係、秘書係、文書遞送係、浄書印刷係に分かれ、県警本部長の秘書業務、議会関係の連絡、公安委員会の庶務の業務、印刷業務、文書の集配業務などを担当する部署であり、その他に、捜査本部体制が取られたり、上司の指示、命令があった場合には総務課員であっても捜査用務に従事していたことが認められる。

捜査関係用務で被告庄子が関与した旅行命令書及び復命書には「事務連絡」となっており、この理由について、被告庄子は、旅行命令票(作成し

たのは庶務担当の者である。)に記載してある事務連絡との記載をそのまま復命書に記載し、総務課の慣例として事務連絡とか業務視察を使っていたので、不自然には思わなかったと述べる。

そもそも、総務課では、出張旅費の項目に「捜査関係用務」が存在しないのであるから、総務課の職員が捜査を行うことは日常業務として予定されていたものではなかったといえることができる。

イ 旅費の受取先が旅費受領代理人である

乙13によれば、捜査関係用務による出張について、旅費の振込先は、出張者個人ではなく、県警本部総務課旅費受領代理人となっていることを認めることができる。したがって、本件において、旅費が支出されても、直ちに出張者個人に支給されるものではない。

ウ 被告庄子が「A」なる人物と会ったかどうか

(ア) 「A」なる人物の概要

被告庄子は、情報提供者Aについて関係者から危害を受けたり、協力者を保護するために名前、生年月日、住所等特定するような内容は明らかにできないとした上で、「平成2年秋ころに塩釜警察署外勤課長をしていた当時、同署の警察署員とAとの間でトラブルがあったことをきっかけにAと知り合い、世間話をするようになった。同人が銃器取引に関する情報をもたらすようになったことから、被告庄子は、総務課に異動になった後、銃器事犯を担当する関係課員らにAを捜査協力者として伝えた。平成6年4月か5月ころ、当時の総務課長被告相原が、銃器事犯の担当課長から依頼を受けて、被告庄子に対し、Aと接触して情報を収集するよう指示した。Aは、千葉に住んでいて、新宿で家庭雑貨の卸売業を営んでいる。身長は170センチ前後、体重が65から75キロくらい、年齢が50歳前半である。Aとは携帯電話などで連絡を取り合った。Aとは平成8年の春以降連絡がつかなくなり、Aの携帯電話番号などは

現在忘れてしまった。Aとの接触で関係課に伝えたメモや報告書について問い合わせたが、関係課で確認できないと言われた。」と供述する（乙12、被告庄子本人尋問の結果）

被告庄子が接触したとするAなる人物の詳細や県警内部のどの担当課からの捜査協力依頼であったのかなどの点は捜査上の秘密があるため明らかにできないというのであり、Aとの接触を裏付ける客観的証拠はない。

すなわち、被告庄子がAと接触したか否か、そもそもAが実在するか否かという肝心の点について、被告庄子の供述以外には判断する資料がまったくないのである。

（イ） 被告庄子が宿泊したかどうか

被告庄子は、Aと接触した宿泊先について、東京の警察共済施設である半蔵門会館か、千葉市内のビジネスホテルであると述べる。甲2によれば、宮城県監査委員は、本件監査請求において、宿泊先として名前が挙げられたすべての施設を調査したが、宿泊者名簿の保存年限が経過し廃棄されてしまっていたため、宿泊の事実を確認できなかったことを認めることができる。

しかし、上記のとおり、総務課員が所管する業務と異なり、捜査関係用務という特殊な用務で出張したのにホテルの場所も憶えていない（駅前という以上の具体的な宿泊先は述べられていない。）というのは、記憶の忘却の程度としても不自然であるし、どこに宿泊したかについてまで、捜査上の秘密が及ぶとは解されない。

被告らは、銃器捜査は、一片の情報から肉付けをして事件を組み立てていくのも捜査であり、情報収集者（捜査員）に捜査の進展状況を知らせることは、予断を持たせ、ひいては事件の筋を誤ることとなるので捜査状況は情報収集者たる捜査員にも知らされないのが原則であると主張

するが、他方において、関係課では捜査の中身や進展状況を捜査員に知らせないまでも捜査要点を示し、事前に説明をしたり、レクチャーをしたというのであり、その主張自体に不自然な部分がみられる。

(ウ) 総務課職員を随行させたことについて

被告庄子及び被告田村各本人尋問の結果並びに証人柴田の証言によれば、被告庄子は、Aとの接触の際に総務課長との連絡を取るため、連絡要員として被告田村他の総務課の職員を同行させ、被告田村らは被告庄子に同行した際に用件等は知らされず、具体的な任務はあまりよく理解していなかったと述べていることが認められる。

被告庄子がAとの接触をするため出張したのは、銃器事犯の担当課からの依頼であった述べていることは上記のとおりであるから、Aとの接触到に当たり、関係課職員と打ち合わせたりしているのであれば、関係課職員が連絡要員として随行する方が、捜査情報の収集にあたっても効率的であると考えられるのに、被告庄子は、関係課職員の同行を断ったと述べていることには合理性がない。

エ 小括

以上検討したところによれば、被告庄子の陳述書及び本人尋問の結果においては、記憶が薄れているところがあり、捜査上の秘密及び捜査協力者であるAの保護の必要性から明らかにできない点があることは理解できるにしても不自然な点があることを指摘できる。

(3) まとめ

以上検討したところによれば、総務課員が捜査関係用務について出張することは極めて異例であり、不自然なものである（特に、旅費の項目について、事務連絡をいかに広義に使用していたとしても、捜査関係用務が事務連絡に含まれるとは解されず、現に他の捜査関係部署でどのような扱いになっているかについての証拠はない。）こと、旅費は、旅費受領代理人の口座に振り込

まれるのであり、直接、出張者に振り込まれていないこと、総務課員による出張が平成9年度以降は激減していることが認められ、少なくとも捜査関係用務による出張の旅費支出については、不正に支出された疑いが強い。

これに対して、被告庄子は、陳述書及び尋問において、上記のとおり、Aなる情報提供者と会った旨述べるが、捜査の秘密やAとの約束、本件出張が、平成6年度及び7年度であることにより記憶があいまいになったり忘れていることを理由として、具体的なことは供述しないし、これを裏付ける証拠も一切提出しない。

そうすると、被告庄子がAなる人物と会ったことについては、立証されているとはいえない。出張の目的が認められない以上、出張した事実自体も認められないものといえる。

3 被告らの責任について（争点②）

(1) 被告庄子について

被告庄子は、カラ出張であることを知りながら旅費を受領する手続きをしており、宮城県に対して損害を与えたものといえるから、捜査関係用務による出張に関して受領した金額（合計30万1500円）について損害賠償責任を負う。

(2) 被告田村

被告田村は、カラ出張であることを知りながら旅費を受領する手続きをしているから、宮城県に対して損害を与えたものといえるから、捜査関係用務による出張に関して受領した金額（合計12万1260円）について損害賠償責任を負う。

(3) 被告千葉及び被告相原について

捜査関係用務による出張は、総務課長であった被告千葉及び被告相原の指示によるものであった（乙12，被告庄子本人尋問の結果，弁論の全趣旨）。上記出張はいずれもカラ出張であると認められる以上，被告千葉及び被告相

原告も、カラ出張であることは十分に理解した上で、旅行命令を発出したもの
と考えるのが相当である（被告庄子らが被告千葉らを騙して旅行命令を発出
させたものと疑うべき事実は存しない。）。そうすると、被告千葉及び被告相
原については、カラ出張であることを知りながら旅行命令を発出しており、
それぞれ旅行命令を発出した分について、上記金額の限度で被告庄子及び被
告田村と連帯して損害賠償責任を負う（被告千葉につき36万0480円、
被告相原につき24万2520円。）。

(4) 被告佐々木について（争点③）

被告佐々木の支出命令等に基づく最終の旅費支出は、平成8年3月25日
であるから、同日から5年目にあたる平成13年3月25日経過の時点にお
いて同被告のすべての支出命令等にかかる損害賠償請求権について消滅時効
期間が経過した。法236条2項は、時効の効力について援用を要せずして
時効期間の経過によって当然に発生するとしているから、時効期間の経過と
共にこれらの損害賠償請求権は確定的に消滅したといえることができる。

原告の被告佐々木に対する請求は理由がない。

4 結論

以上検討したところによれば、本訴請求のうち、通常用務による出張にかか
る返還請求については、訴訟要件を欠く違法な訴えとして却下することとし、
捜査関係用務による出張にかかる請求については、上記の限度で理由があるか
らこれを認容する。なお、仮執行の宣言は相当ではないので付さない。

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 小 野 洋 一

裁判官 高 木 勝 己

裁判官 伊 藤 康 博

別紙1

平成6年度分総務課出張一覧

□ は今回の監査請求（H14.6.24）で新たに明示した事項（H14.5.24変更開示で判明した事項）

□ は前回の監査請求（H12.7.19）で明示し、今回の監査請求（H14.6.24）で削除した事項

No.欄が ■ は第1次訴訟で認諾した出張

No.欄が ■ は捜査用務関係による出張、それ以外は、通常用務による出張

No.	旅行命令日	日時	日時・至	出張先	用件	出張者名 (前回)	出張者名 (今回)	受領日	受領印 (前回)	受領印 (今回)	旅費額	資料No.	復命書	備考
1	6.4.11	4月20日	4月21日	東京特別区	事務連絡	■	庄子信一	4月19日	■	○	36,080	147	課長補佐	A
2	6.4.11	4月20日	4月21日	東京特別区	事務連絡	■	田村 秋志	4月19日	■	○	36,080	147	課長補佐	
								4月計			72,160			
3	6.5.18	5月26日	5月27日	東京特別区	事務連絡	■	岩間 憲雄	5月25日	○	○	36,080	148	管理官	
4	6.5.18	5月26日	5月27日	東京特別区	事務連絡	■	■	5月25日	■	■	36,080	148	主 任	
								5月計			72,160			
5	6.5.30	6月6日	6月8日	大阪市	業務視察	■	田村 秋志	6月3日	■	○	70,360	149	課長補佐	C
6	6.5.30	6月6日	6月8日	大阪市	業務視察	■	■	6月3日	■	■	70,360	149	主 任	
7	6.6.9	6月16日	6月17日	東京特別区	事務連絡	■	岩間 憲雄	6月15日	○	○	36,080	151	管理官	
8	6.6.9	6月16日	6月17日	東京特別区	事務連絡	■	庄子信一	6月15日	■	○	36,080	151	課長補佐	
9	6.6.20※	6月27日	6月29日	福岡市	事務連絡	■	田村 秋志	6月24日	■	○	85,600	152	課長補佐	C
10	6.6.20※	6月27日	6月29日	福岡市	事務連絡	■	■	6月24日	■	■	85,600	152	主 任	
								6月計			384,080			
11	6.7.5	7月12日	7月14日	札幌市	事務連絡	■	庄子信一	7月11日	■	○	64,840	153	課長補佐	A
12	6.7.5	7月12日	7月14日	札幌市	事務連絡	■	田村 秋志	7月11日	■	○	64,840	153	課長補佐	
13	6.7.14	7月21日	7月22日	静岡市	業務視察	■	岩間 憲雄	7月20日	○	○	45,440	154	管理官	
14	6.7.14	7月21日	7月22日	静岡市	業務視察	■	■	7月20日	■	■	45,440	154	主 任	
								7月計			220,560			
15	6.8.1	8月10日	8月12日	名古屋市	事務連絡	■	田村 秋志	8月9日	■	○	66,020	157	課長補佐	C
16	6.8.1	8月10日	8月12日	名古屋市	事務連絡	■	■	8月9日	■	■	66,020	157	主 任	
17	6.8.18	8月25日	8月26日	東京特別区	事務連絡	■	岩間 憲雄	8月24日	○	○	36,080	159	管理官	
18	6.8.18	8月25日	8月26日	東京特別区	事務連絡	■	田村 秋志	8月24日	■	○	36,080	159	課長補佐	
								8月計			204,200			
19	6.9.2	9月12日	9月14日	京都市	業務視察	■	庄子信一	9月9日	■	○	69,760	161	課長補佐	A
20	6.9.2	9月12日	9月14日	京都市	業務視察	■	田村 秋志	9月9日	■	○	69,760	161	課長補佐	
								9月計			139,520			
21	6.10.3	10月11日	10月12日	秋田市	事務連絡	■	岩間 憲雄	10月7日	■	○	34,120	165	課長補佐	B
22	6.10.3	10月11日	10月12日	秋田市	事務連絡	■	田村 秋志	10月7日	■	○	34,120	165	課長補佐	
23	6.10.3	10月12日	10月13日	東京特別区	事務連絡	■	岩間 憲雄	10月11日	○	○	36,080	166	管理官	
24	6.10.3	10月12日	10月13日	東京特別区	事務連絡	■	■	10月11日	■	■	36,080	166	主 任	
	6.10.30	10月21日		倉敷市	事務連絡	■	■	11月8日	■	○	2,200			
25	6.10.20	10月27日	10月28日	1 栗市	事務連絡	■	庄子信一	10月26日	■	○	36,000		課長補佐	
26	6.10.20	10月27日	10月28日	1 栗市	事務連絡	■	田村 秋志	10月26日	■	○	36,000		課長補佐	
								10月計			142,600			
								10月計			212,400			
27	6.10.31	11月9日	11月10日	東京特別区	事務連絡	■	庄子信一	11月8日	■	○	36,080		課長補佐	
28	6.10.31	11月9日	11月10日	東京特別区	事務連絡	■	田村 秋志	11月8日	■	○	36,080		課長補佐	
29	6.11.17	11月25日	11月26日	成田市	事務連絡	■	田村 秋志	11月24日	■	○	37,040	171	課長補佐	C
30	6.11.17	11月25日	11月26日	成田市	事務連絡	■	■	11月24日	■	■	37,040	171	主 任	
								11月計			74,080			
								11月計			146,240			
31	6.11.30	12月8日	12月9日	横浜市	事務連絡	■	田村 秋志	12月7日	■	○	37,100	173	課長補佐	C
32	6.11.30	12月8日	12月9日	横浜市	事務連絡	■	■	12月7日	■	■	37,100	173	主 任	
33	6.12.12	12月20日	12月22日	東京特別区	事務連絡	■	庄子信一	12月19日	■	○	49,190		課長補佐	
34	6.12.12	12月20日	12月22日	東京特別区	事務連絡	■	田村 秋志	12月19日	■	○	49,190		課長補佐	
								12月計			74,200			
								12月計			172,560			
35	7.1.5	1月12日	1月13日	東京特別区	事務連絡	■	田村 秋志	1月11日	■	○	36,080	175	課長補佐	C
36	7.1.5	1月12日	1月13日	東京特別区	事務連絡	■	■	1月11日	■	■	36,080	175	主 任	
37	7.1.11	1月19日	1月20日	山形市	事務連絡	■	田村 秋志	1月18日	■	○	16,380	176	課長補佐	
38	7.1.11	1月19日	1月20日	山形市	事務連絡	■	菊地 浩輔	1月18日	■	○	16,380	176	課長補佐	B
39	7.1.17	1月24日	1月26日	名古屋市	業務視察	■	庄子信一	1月23日	■	○	66,020	179	課長補佐	A
40	7.1.17	1月24日	1月26日	名古屋市	業務視察	■	■	1月23日	■	■	66,020	179	主 任	
								1月計			236,960			
41	7.2.3	2月6日	2月7日	東京特別区	事務連絡	■	岩間 憲雄	2月15日	○	○	36,080	182	管理官	
42	7.2.3	2月6日	2月7日	東京特別区	事務連絡	■	岩間 憲雄	2月15日	■	○	36,080	182	課長補佐	
43	7.2.1	2月8日	2月10日	札幌市	業務視察	■	田村 秋志	2月7日	■	○	64,840	180	課長補佐	C
44	7.2.1	2月8日	2月10日	札幌市	業務視察	■	佐藤 良生	2月7日	■	○	64,840	180	課長補佐	
45	7.2.1	2月8日	2月10日	札幌市	業務視察	■	■	2月7日	■	■	64,840	180	主 任	
46	7.2.14	2月21日	2月23日	大阪市	事務連絡	■	田村 秋志	2月20日	■	○	70,360	183	課長補佐	C
47	7.2.14	2月21日	2月23日	大阪市	事務連絡	■	■	2月20日	■	■	70,360	183	主 任	
48	7.2.20	2月27日	2月28日	静岡市	事務連絡	■	庄子信一	2月24日	■	○	45,440	184	課長補佐	A
49	7.2.20	2月27日	2月28日	静岡市	事務連絡	■	菊地 浩輔	2月24日	■	○	45,440	184	課長補佐	
								2月計			498,280			
	7.3.3	3月6日		岩瀬	事務連絡	■	田村 秋志	3月16日	■	○	1,100			
50	7.2.28	3月7日	3月8日	東京特別区	事務連絡	■	田村 秋志	3月6日	■	○	36,080	185	課長補佐	C
51	7.2.28	3月7日	3月8日	東京特別区	事務連絡	■	■	3月6日	■	○	36,080	185	主 任	
52	7.3.3	3月8日	3月9日	青森市	事務連絡	■	庄子信一	3月16日	■	○	37,200	186	課長補佐	A
53	7.3.3	3月8日	3月9日	青森市	事務連絡	■	■	3月16日	■	■	37,200	186	主 任	
	7.3.3	3月9日		石巻	事務連絡	■	■	3月16日	■	○	2,200			
	7.3.14	3月16日		白石	事務連絡	■	■	3月30日	■	○	2,200			
	7.3.14	3月16日		白石	事務連絡	■	■	3月28日	■	○	2,200			
	7.3.14	3月16日		鹿角	事務連絡	■	■	3月28日	■	○	2,200			
	7.3.14	3月16日		鹿角	事務連絡	■	■	3月30日	■	○	2,200			
54	7.3.14	3月22日	3月23日	名古屋市	事務連絡	■	庄子信一	3月20日	■	○	52,920	187	課長補佐	A
55	7.3.14	3月22日	3月23日	名古屋市	事務連絡	■	菊地 浩輔	3月20日	■	○	52,920	187	課長補佐	
	7.3.20	3月23日		古川	事務連絡	■	■	4月6日	■	○	2,200			
	7.3.20	3月23日		古川	事務連絡	■	■	4月6日	■	○	2,200			
56	7.3.24	3月28日	3月29日	東京特別区	事務連絡	■	菊地 浩輔	4月6日	■	○	36,080	188	課長補佐	B
57	7.3.24	3月28日	3月29日	東京特別区	事務連絡	■	■	4月6日	■	■	36,080	188	主 任	※
								3月計			341,060			
								合計			2,459,860			
								3月計			324,560			
								合計			2,683,680			

※1 旅行命令日の欄の「6.6.20※」については、前回の監査請求（平成12年7月19日付「宮城県知事等措置請求書」資料3）では「6.6.24」と今回の監査請求（平成14年6月24日付「住民監査請求書」資料1）では「6.6.20」と記載されていたもので、正しくは「6.6.20」となる。

※2 No.57の復命書欄「主任」については、正しくは「主査」となる。

※3 10月、11月、12月及び3月の「月計」並びに「合計」は、上欄が前回の監査請求時、下欄が今回の監査請求時の合計額となる。

平成7年度分総務課出張一覧

は今回の監査請求（H14.6.24）で新たに明示した事項（H14.5.24変更開示で判明した事項）

は前回の監査請求（H12.7.19）で明示し、今回の監査請求（H14.6.24）で削除した事項

No.欄が は第1次訴訟で認諾した出張

No.欄が は捜査用務関係による出張、それ以外は、通常用務による出張

No.	旅行 命令日	日時	日時・至	出張先	用件	出張者名 (前回)	出張者名 (今回)	受領日	受領印 (前回)	受領印 (今回)	旅費額	資料No.	復命書	備考
1	4.4	4月11日	4月12日	千葉市	事務連絡		佐子信	4月10日			36,000		課長補佐	
2	4.4	4月11日	4月12日	千葉市	事務連絡		佐子信	4月10日			36,000		主査	
								4月計			72,000			
3	7.4.27	5月9日	5月10日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	5月8日	豊		36,080	130	課長補佐	A
4	7.4.27	5月9日	5月10日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	5月8日	豊		36,080	130	主査	
								5月計			72,160			
5	7.6.6	6月13日	6月14日	千葉市	事務連絡		佐子信	6月12日			36,000		課長補佐	
6	7.6.6	6月13日	6月14日	千葉市	事務連絡		佐子信	6月12日			36,000		主査	
7	7.6.16	6月29日	6月30日	青森市	業務視察	豊	香山 盛俊	6月28日	豊		37,200	133	係長	
8	7.6.16	6月29日	6月30日	青森市	業務視察	豊	佐子信	6月28日	豊		37,200	133	係長	
								6月計			74,400			
								6月計			148,400			
9	7.7.7	7月17日	7月18日	東京特別区	事務連絡	豊	香山 盛俊	7月14日	豊		36,080	135	係長	
10	7.7.7	7月17日	7月18日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	7月14日	豊		36,080	135	主査	
11	7.7.20	7月27日	7月28日	秋田市	事務連絡	豊	香山 盛俊	7月26日	豊		34,120	137	係長	
12	7.7.20	7月27日	7月28日	秋田市	事務連絡	豊	佐子信	7月26日	豊		34,120	137	主査	
								7月計			140,400			
13	7.8.1	8月8日	8月10日	大阪市	業務視察	豊	香山 盛俊	8月7日	豊		70,360	139	係長	
14	7.8.1	8月8日	8月10日	大阪市	業務視察	豊	佐子信	8月7日	豊		70,360	139	主査	
	7.8.8	8月9日		茨城県	事務連絡	豊	香山 盛俊	8月7日	豊		2,200			
15	7.8.18	8月28日	8月29日	土浦市	業務視察	豊	香山 盛俊	8月25日	豊		29,420	141	係長	
16	7.8.18	8月28日	8月29日	土浦市	業務視察	豊	佐子信	8月25日	豊		29,420	141	係長	
17	7.8.18	8月28日	8月29日	盛岡市	事務連絡	豊	佐子信	8月25日	豊		14,200	140	課長補佐	A
								8月計			215,960			
								8月計			213,760			
18	7.9.5	9月12日	9月13日	東京特別区	事務連絡	豊	香山 盛俊	9月11日	豊		36,080	144	係長	
19	7.9.5	9月12日	9月13日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	9月11日	豊		36,080	144	主査	
20	7.9.21	9月28日	9月29日	秋田市・青森市	事務連絡	豊	香山 盛俊	9月27日	豊		41,000	145	係長	
21	7.9.21	9月28日	9月29日	秋田市・青森市	事務連絡	豊	佐子信	9月27日	豊		41,000	145	主査	
								9月計			154,160			
22	7.10.4	10月16日	10月18日	広島市	事務連絡	豊	佐子信	10月13日	豊		76,400	146	課長補佐	A
23	7.10.4	10月16日	10月18日	広島市	事務連絡	豊	佐子信	10月13日	豊		76,400	146	係長	
	7.10.13	10月17日		茨城県 水戸市	業務視察	豊	香山 盛俊	10月15日	豊		2,200			
24	7.10.13	10月23日	10月24日	福島市・山形市	事務連絡	豊	佐子信	10月20日	豊		19,720	147	主査	
25	7.10.13	10月23日	10月24日	福島市・山形市	事務連絡	豊	佐子信	10月20日	豊		19,720	147	主任技術員	
	7.10.24	10月25日		大田区	業務視察	豊	香山 盛俊	10月23日	豊		1,100			
26	7.10.21	10月26日	10月27日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	10月24日	豊		36,080		課長補佐	
27	7.10.21	10月26日	10月27日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	10月24日	豊		36,080		係長	
								10月計			195,540			
								10月計			264,400			
28	7.11.10	11月20日	11月21日	千葉市	事務連絡	豊	香山 盛俊	11月17日	豊		36,000	153	係長	
29	7.11.10	11月20日	11月21日	千葉市	事務連絡	豊	佐子信	11月17日	豊		36,000	153	主査	
30	7.11.16	11月28日	11月29日	秋田市	事務連絡	豊	佐子信	11月27日	豊		34,120	154	課長補佐	A
31	7.11.16	11月28日	11月29日	秋田市	事務連絡	豊	佐子信	11月27日	豊		34,120	154	主査	
								11月計			140,240			
32	7.12.1	12月11日	12月13日	大阪市	事務連絡	豊	香山 盛俊	12月8日	豊		70,360	155	係長	
33	7.12.1	12月11日	12月13日	大阪市	事務連絡	豊	佐子信	12月8日	豊		70,360	155	主査	
34	7.12.11	12月21日	12月22日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	12月20日	豊		36,080		課長補佐	
35	7.12.11	12月21日	12月22日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	12月20日	豊		36,080		係長	
	7.12.15	12月18日		白石・大田区	業務視察	豊	香山 盛俊	12月16日	豊		2,200			
36	7.12.20	12月26日		福島市	事務連絡	豊	香山 盛俊	1月10日	豊		8,220	157	係長	
37	7.12.20	12月26日		福島市	事務連絡	豊	佐子信	1月10日	豊		8,220	157	主任技術員	
	7.12.20	12月26日		石巻	事務連絡	豊	佐子信	1月10日	豊		2,200			
								12月計			161,560			
								12月計			229,320			
38	8.1.9	1月17日	1月18日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	1月16日	豊		36,080	159	課長補佐	A
39	8.1.9	1月17日	1月18日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	1月16日	豊		36,080	159	主査	
	8.1.9	1月17日	1月19日	青森市・盛岡市	事務連絡	豊	香山 盛俊	1月16日	豊		49,710	158	係長	
	8.1.9	1月17日	1月19日	青森市・盛岡市	事務連絡	豊	佐子信	1月16日	豊		49,710	158	主任	
	8.1.22	1月29日	1月30日	名古屋市	業務視察	豊	香山 盛俊	1月26日	豊		52,920	160	主査	
	8.1.22	1月29日	1月30日	名古屋市	業務視察	豊	佐子信	1月26日	豊		52,920	160	技術員	
	8.1.22	1月29日	1月30日	秋田市	事務連絡	豊	佐子信	1月26日	豊		34,120	161	課長補佐	A
	8.1.22	1月29日	1月30日	秋田市	事務連絡	豊	佐子信	1月26日	豊		34,120	161	主任技術員	
								1月計			345,660			
	8.1.26	2月2日	2月3日	福島市	業務視察	豊	赤間 正志	2月1日	豊		20,220	163	技術主幹	
	8.1.26	2月2日	2月3日	福島市	業務視察	豊	佐子信	2月1日	豊		20,220	163	主任技術員	
	8.1.26	2月2日	2月3日	福島市	業務視察	豊	香山 盛俊	2月1日	豊		20,220	163	業務員	
48	8.2.6	2月7日	2月8日	東京特別区	事務連絡	平塚 和雄	平塚 和雄	2月23日	豊		36,080	167	管理官	
50	8.2.6	2月7日	2月8日	東京特別区	事務連絡	豊	香山 盛俊	2月23日	豊		36,080	167	係長	
51	8.2.1	2月9日	2月10日	宇都宮市	業務視察	豊	香山 盛俊	2月8日	豊		30,240	164	係長	
52	8.2.1	2月9日	2月10日	宇都宮市	業務視察	豊	佐子信	2月8日	豊		30,240	164	技術員	
	8.2.13	2月20日	2月22日	広島市	業務視察	豊	香山 盛俊	2月19日	豊		76,400	165	係長	
	8.2.13	2月20日	2月22日	広島市	業務視察	豊	佐子信	2月19日	豊		76,400	165	主査	
55	8.2.13	2月20日	2月21日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	2月19日	豊		36,080		課長補佐	
56	8.2.13	2月20日	2月21日	東京特別区	事務連絡	豊	佐子信	2月19日	豊		36,080		技術員	
	8.2.23	2月26日		白石	業務視察	豊	香山 盛俊	3月6日	豊		2,200			
	8.2.23	2月27日	2月28日	横浜市・千葉市	事務連絡	豊	菊地 義隆	3月6日	豊		37,090	168	課長補佐	B
	8.2.23	2月27日	2月28日	横浜市・千葉市	事務連絡	豊	佐子信	3月7日	豊		37,090	168	係長	
								2月計			422,480			
								2月計			492,440			
	8.3.4	3月6日	3月7日	盛岡市	事務連絡	平塚 和雄	平塚 和雄	3月25日	豊		26,520	171	管理官	
	8.3.4	3月6日	3月7日	盛岡市	事務連絡	豊	佐子信	3月25日	豊		26,520	171	技術員	
	8.3.4	3月11日	3月13日	神戸市・京都市	業務視察	豊	香山 盛俊	3月8日	豊		71,630	169	係長	
	8.3.4	3月11日	3月13日	神戸市・京都市	業務視察	豊	佐子信	3月8日	豊		71,630	169	係長	
	8.3.4	3月11日	3月13日	神戸市・京都市	業務視察	豊	香山 盛俊	3月8日	豊		71,630	169	主査	
64	8.3.11	3月18日	3月19日	東京特別区	事務連絡	豊	菊地 義隆	3月15日	豊		36,080	170	課長補佐	B
65	8.3.11	3月18日	3月19日	東京特別区	事務連絡	豊	赤間 正志	3月15日	豊		36,080	170	主幹	
	8.3.19	3月22日		多賀城市	事務連絡	豊	佐子信	4月5日	豊		4,100			
	8.3.19	3月22日		塩釜	事務連絡	豊	佐子信	4月5日	豊		4,100			
	8.3.21	3月26日		岩手	事務連絡	豊	佐子信	4月5日	豊		4,100			
	8.3.21	3月26日		岩手	事務連絡	豊	佐子信	4月5日	豊		4,100			
	8.3.21	3月26日		石巻	事務連絡	豊	佐子信	4月5日	豊		2,200			
	8.3.21	3月26日		石巻	事務連絡	豊	佐子信	4月5日	豊		2,200			
								3月計			348,890			
								合計			2,271,450			
								3月計			340,090			
								合計			2,611,030			

※1 6月、8月、10月、12月、2月及び3月の「月計」並びに「合計」は、上欄が前回の監査請求時、下欄が今回の監査請求時の合計額となる。

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 1 7 年 7 月 2 1 日

仙 台 地 方 裁 判 所 第 3 民 事 部

裁 判 所 書 記 官 山 口 千 栄 子